

社會の權力を握る團體なるものは古來の開化進歩につれて漸く變じて來た是れは生存競争自然淘汰で出來たとである既に前章に述べた通り古代にあつては獨り治者と貴族のみが社會の權力を握つて居たのであるけれども開化進歩につれて漸次變化して遂に今日に至ては先づ凡ての階級が殆ど權力を一樣にして居ると言つてもよい程のとなつた即ち先づ殆ど凡ての階級が合して社會をなすやうな状況になつたのであるから社會の實質といふものが古來の開化進歩で漸變じて來たそこでそれにつれて社會の利益といふものにも變化を生じて來たのである。

社會の利益といふは即ち社會の安寧幸福であるが是れが古來漸次趣を異にして居る古代では社會の安寧幸福といへば獨り治者や貴族のみの安寧幸福であつたが次第に變化して今日では殆ど凡ての階級の安寧幸福を意味するやうになつた尤もそれを個

人主義で解釋してはならぬ個人主義で解釋するとベンザム氏のやうな主義になる、それゆへ治者や貴族の安寧幸福又は凡ての階級の安寧幸福といつたところで唯集合した衆個人の安寧幸福と云ふ譯ではない此集合した衆個人から有機的に組成された社會其者の安寧幸福といふ譯である。

右様に均しく社會の利益即ち安寧幸福と言つても古來の開化進歩で其趣が種種に變化して來たのであるが是れが即ち生存競争から起つた自然淘汰である而して此自然淘汰で以て習慣風俗即ち道德も亦種種に變化して來た譯であつて此道德の變化は全く其社會の安寧幸福を來たし得るやうに變化したのである是れが即ち道德の進化といふもので道德が自然淘汰の作用で以て功利的に進化した所以であるけれども若し箇様な進化が都合よく出來なかつた社會は遂に衰頽亡滅に赴くより外には致し方のな



いのであるが古來漸次開明に赴いて遂に今日の文明國となつたものは必ず簡様な進化に依て居るのである、

けれども以上は道德進化の理を未だ十分に盡したものではない前述の如く此自然淘汰の外に又人爲淘汰なるものが多少道德の進化を促して居るのであるが併し此多少といふとに能く注意せぬければならぬ自然淘汰の力といふものは非常に強いものであるけれども人爲淘汰の力はそれに比して頗る弱いに相違ない其比例は十分一である乎百分一である乎或は千萬分一である乎も知れぬ程のとである俎其人爲淘汰といふのは如何なる作用である乎といふに原始時代以來特殊の人格即ち酋長だの國君だの教祖だの聖賢だの英雄豪傑だのといふやうな者が非常な威力だの非常な知識徳望だので社會の統率者となり先覺者となり又は指導者となつて人民を制馭したり教訓したり採して以て當該社

會に適應するやうな即ち當該社會の安寧幸福を來たすに足るやうな習慣風俗即ち道德を養成するとに努力したのが即ち人爲淘汰といふものである其他宗教は勿論又後世に至ては哲學又は倫理學等の如きも多少人爲淘汰の要素となつて居るのである、

して見れば人造説も全くの謬見ではないけれども併し彼の自然淘汰と此人爲淘汰とを比較して見れば其力は前述の如く非常な相違があるに違ひないから此道理を知らぬければ大に間違つたことになるのであるが併し兎に角道德は自然人爲の二淘汰に依て功利的に進化して來たものに相違ないとすれば余は道德を家畜又は栽培植物に譬へて見れば其進化の道理が能く分かるであらうと思ふ道德は決して器具や機械のやうな全くの人造物ではないが去りとして少しも人力の加はらぬ全くの自然物でもないのであるから宛かも家畜又は栽培植物に似て居るやうに思はれる



のである。

犬猫や又は雞、家鴨、杯のやうな家畜は決して天然其儘のもてはない。本來は野獸、野鳥であつた。其野獸、野鳥であつたものを吾吾人間の手に數百千年間馴養して來た結果が遂に犬猫又は雞、家鴨となつたのである。又牡丹若くは菊、杯の類も同様で是亦天然其儘のものではない。矢張數百千年間人間の手に野生のものに種種の工夫を加へて培養した結果が遂に牡丹や菊になつたのである。其他牛馬を始めとして凡ての家畜又は米麥を始めとして凡ての栽培植物の如きも一として天然其儘のものはない。皆長い年間人力を用ひた結果で出來たのである。即ち人為淘汰で出來たのである。けれども是等動植物の上に働く自然淘汰の力が強い乎又は人為淘汰の力が強い乎何れが強いてあらう乎と言へば固より自然淘汰の力が人為淘汰の力に優ると迥に數等であるに相違ないのは

明かなとてである。

それと同じ道理で道德進化の上に働く力も矢張自然淘汰の力の方が人為淘汰の力よりも大に強いに相違ないのであるから此比較論は能く適當して居るであらうと思ふ。家畜や栽培植物が人為淘汰のみで出來たものでない通りに道德の進化も人為淘汰即ち人造のみで出來たものでないとは少しも疑ひのないとてである。是れが即ち余の「自然人為の二淘汰に基ける功利説」と云ふものである。余は道德の後天説を是とするのであるけれども併し其二小派たる人造説をも取らず又ベンザム氏の功利説をも其儘には取らずして別に自然人爲の二淘汰に基ける功利説といふものを立てる所以は右の譯に依るのである。



## 第五章 諸階級間の權力競争に依て道德法律の進化すると

古來道德の進化し來つた道理は既に前章で大抵わかつて居るのである前章では法律に就ては別に述べなかつたのであるけれども道理は矢張道德と同じとであるから是亦既に前章の論述でわかつて居ると見てよろしいが併し此講演は殊に諸階級間の權力競争に依て道德法律の進化する所以を説くのが本旨であるから此章に於ては道德法律の兩進化ともに更に委しく述べやうと思ふのであるそれゆへ或は少しく重複するやうになることもあるであらう。

權力競争で道德法律が進化する杯といふとは餘り是れ迄學者の言はなかつたとである從來の學説では權力競争杯といふとは餘りよくないとのやうに考へて居る道德には背いて居るとのやうに思つて居るのであるから左様なことを言へば無論賛成する人のないのは明かである否余は是れ迄既に種種の反對論を受けて居るのであるけれども余が見る所では如何に考へてもそれは決して間違つたととは思はれない若しも古來權力競争がなかつたと假定して見たならば到底道德の進化杯いふところのあるべき筈がないと思ふ世の學者は道德の進化は重もに宗教徳教に依るものと考へて居るのであるが余はそれを甚だ誤つたと思ふ尤宗教徳教も道德の進化上に幾分の効能はあつたに相違ないが併しそれを權力競争の効能に比すれば甚だ小なるものであらうと思ふ。權力競争の結果は自然淘汰であるが宗教徳教の結果は人為淘汰である權力競争は直接には單に權力を獲得せんがための競争であるけれどもそれが圖らず間接的に道德の進化を來たす結果



を生ずるのであるから、是れは意思と目的があつて出来るものでは  
ない。然るに宗教徳教は全く道德の進化を目的として此目的に達  
せんを計るのであるけれども、其効能に至ては却て權力競争に  
及ばないのであるが、是れが即ち人為淘汰の力が逆に自然淘汰の  
力に劣る所以である。余が人為淘汰の力は自然淘汰の力に比して  
或は千萬分一位に當る歟も知れぬと述べたのは此譯である併し  
此兩力の優劣に就ては更に後に論ずるであらう。

前章に於て道德はいつも社會の利益即ち其安寧幸福を來たし  
得るやうに進化するものであるといふ旨意を述べたが、是れは法  
律に就ても同様に言ひ得られるのである。道德法律ともに必ず當  
該社會の安寧幸福を來たし得るやうに進化するのである。それゆ  
へ特に君主や貴族のみが社會をなして其他の階級が殆ど其従僕  
の如きものである所の未開社會では社會の利益即ち社會の安寧

幸福といふものは畢竟君主と貴族との安寧幸福に外ならぬ譯で  
あるからして、そこで其道德は特に君主や貴族の安寧幸福を來た  
し得るやうに進化するのであつて決して凡ての階級の安寧幸福  
を來たし得るやうな按梅には進化せぬのである。

それゆへ箇様な未開半開社會にあつては君主や貴族のみが權  
力を擅にして一般人民を壓制するのであつて一般人民の利益は  
殆ど度外視されるのであるが、是れは既に述べておいた通り當時  
は或る程度迄必要なとであつた君主や貴族に箇様な權力があつ  
たために國家の統一秩序も整つたのである。若しも君主や貴族に  
箇様な大權がなかつたならば到底國家の共同的生存が牢固にな  
るとは出来なかつたに相違ない。尤も君主や貴族が左様な目的で  
以て人民を壓制したといふ譯ではないけれども、それが自然に良  
結果を生ずるとになつたのである。して見れば當時の道德法律は



箇様に君主や貴族の權力を強大ならしめて以て人民を或る程度迄壓制させるとを許したのである、否命じたのであると言つてよからう。

君主や貴族は壓制をなし一般人民は唯唯諾諾其命に服従するといふのが當時の道德であり法律であつた君主や貴族には権利のみあつて殆ど義務なく一般人民には義務のみあつて殆ど権利のないといふのが當時の道德法律であつた然るに世の學者は、それを許さないで箇様な状況といふものは全く無道德無法律である杯と非難するのであるけれども實に迂遠な論とせぬければならぬ全く進化といふ道理を知らぬから左様な迂遠論が出るのである。

又男子が女子に對し自由民が不自由民に對する上に就ても同様のとである未開半開國では特に君主と貴族とが眞の社會を組

成して居るのであるから平民は無論社會の從僕であるけれども平民中でも男子は女子に對して大權を持って居る又奴隸に對しても十分なる強權を持って居るのであつて女子なる弱者若くは奴隸なる弱者に對して壓制を極めるのであるが是れも既に述べておいた通り當時は甚だ必要なとであつた、それで家族の制が十分に立つた男子が十分の強權を得なかつた間は眞の家族といふものは出来なかつたのである又平民が奴隸を自由に使役したから職業上に分業が出来たために大に世の開化を助けたのである是等のもと既に述べておいたとであるが箇様な状況は皆當時の道德法律に合したとである當時は決して背德反法のとではなかつた。

外國の例を引く迄もない吾が邦の如き王朝の時から武家の世となつてからも維新前迄は先づ半開國と言つてよからう、事によつては歐米の開明國に優るやうなともあつたけれども併し尙半



開國の部を脱するとは出来なかつたのであるが社會の狀況は大抵右述べたやうなとてあつた權力は全く貴族以上の專有であつた武家といふものは假令卑賤のものゝ雖矢張貴族の部類であつて平民が持つとの出来ぬ權利を持つて居る男子は女子の持つてぬ特權を有して女子を壓制して居た而してそれは殆ど當然のものと看做されて居たのである尤も簡様な大權は後には頗る有害となつたのであるけれども最初は全く有益のものであつたから左様な按梅に道德も法律も進化して來たのである殊に中古王朝の紀綱が衰へた時分に武家が大權を握て壓制を施した杯のとは國家の統一を回復するためにも最も有益であつたと言つてよろしいのである。

道德を一定不變と考へたり又は一種の性法即ち理性性法 (Natur- oder Vernunftrecht) といふものが天然にあると考へたり杯する學者

は簡様なとは全く知らぬのである實に迂遠極まるものであるそれゆへ今日歐米人種が有する道德法律のみが眞理に合したもので他の半開以下の人民の道德法律の如きは決して道德法律と名づくべきものでないと云ふやうなことを主張するのであるが實に條理の立たぬ説である吾人の衣食を例に出して見たならば其理が直にわかるであらうと思ふ。

衣食といふものは吾人に最も大切なものであるが其衣食が老少に依て異同のあるのは何の譯からであらう大人と小兒とが同じ食物を用ふるとも出来ず又同じ衣服を用ふるとも出来ぬのは自然の道理である然るに此衣食の相違といふものは全く健康を保つ上に於ての必要から生ずるのであらう大人と小兒とに全く同一様の衣食を用ひては到底其健康を保つとが出来ぬからであらう是れは誠に見易い道理であつて誰れとて怪む者はなからう



然るに唯道徳法律に就てのみ箇様な道理のわからぬといふのは實に不思議なとてはない乎是れといふも箇様な學者が全く進化の理を知らぬから起るとである進化學の開けなかつた時代の學者が箇様な主義であるのは已むを得ないとであるけれども今日進化學の十分開けた上に於て尙箇様な主義を固執するといふのは甚だ迂遠なとせぬければならぬ。

未開半開の道徳法律は右の如きものであつてそれが當時の社會の安寧幸福を促す手段となつたのであるが然るに既に述べた通り劣等人種はそれでは止まつたのであるけれども優等人種は左様でない、それから更に第二の進化が起つたのである即ち被治者は治者に對し平民は貴族に對し女子は男子に對して、いつ迄も唯唯諾諾と其命令にのみ服従するといふとてなく漸次其權力を獲得するやうなとになつて來た即ち所謂權力が衝突して來たので

ある、そこで此權力の衝突は餘儀なく權力の平均を促すととなつた即ち治者と被治者との間貴族と平民との間男子と女子との間に權力の平均が出來た尤も是れは決して十分の平均ではない殊に治者と被治者との間に十分なる平均のあるべき道理は永世なものであるが併し甚だ大なる懸隔はなくなつたのである是れが即ち第二の權力競争から生じた自然淘汰である。

そこで此第二の權力競争自然淘汰が起ると社會といふものは以前とは大に變じて來て諸階級が先づ相合して社會を成すといふやうな狀況になつた即ち全人民が悉皆社會を組成する分子となつたやうな狀況である尤も既に述べた通り所謂第四階級なる貧小民は多少仲間外れのやうなものではあるけれども併し全く従前のやうではないのである、それゆへ最早社會の從僕と云ふやうなものは先づなくなつたと見てよからう左様な譯で社會が



一變して來た即ち先づ全人民の社會といふものになつて來た。左様になると社會の利益即ち社會の安寧幸福といふとは最早上階級のみの利益即ち安寧幸福ではなくして上下兩階級の合同的利益即ち合同的安寧幸福といふものになつた即ち全人民から有機的に組成された社會の利益といふものになつたのである。そこで道德も法律も亦此新社會の利益を來たすものとなつたのである。上階級が獨り我儘をして下階級の不利益を來たすといふやうなとが出来なくなつた互に他の安寧幸福に注意せぬければならぬやうになつたのである。是れが即ち今日開明國の道德法律である。即ち今日開明國の道德法律は先づ箇様な意味で出來て居るのである。

道德法律といふものは右の如く社會の實質が變じて來るに隨て又變ずるものであつて決して永世一定不動といふやうなものでない。矢張年齢の長ずるに隨て衣食に變化を生ずるやうなものであるから其變化は實に餘儀ないものである。終始變ぜぬものは唯社會の利益即ち安寧幸福といふ目的のみである。若しも當該社會の利益に反したるものならば、それは決して道德法律たる價值のないものである。未開人民の道德法律が開化人民に何の價值のないのみならず、開化人民の道德法律も未開人民には何の價值もないのである。

以上は權力競争が道德法律の進化を促す所以を説いたのであつて決して不思議などではない。少しく考へて見れば直にわかることである。けれども是れ迄箇様な説を餘り聽いたとがないのである。それがそれは畢竟學者の不注意であると思ふ併し左様に論ずると、ここに必ず一種の反對説が出るに相違ない。それは如何なる反對説である乎と云ふに蓋し箇様であらう曰く權力競争の自然淘汰



として道徳法律の多少進化すると云ふのは間違ひでもなからう併し、それは唯自然力の結果のみである唯自然力のみでは眞實に道徳の進化を期するとは出来ない尤も法律のみは左様に考へてもよからうけれども道徳は心術に關係したもので決して唯外形のみのものでない道徳の進化といふものは決して外形を以て満足すべきものでない是れは、どうしても心術上の進化が肝要なものであるから必ず宗教若くは倫理教即ち所謂人爲淘汰に依らぬければならぬものである是れが反對説である。

是は一應尤な説であるけれども從來宗教と倫理教とが道徳の進化に何程の効力を奏して居る乎といふとを先づ歴史的に研究せぬれば全く空論である成程基督教が多少歐米の道徳を改善したには相違ない、それを決して否定はせぬが併し近世上下階級が殆ど其權力を同じくするに至る迄の状況は如何であつた乎基

督教が上下階級の權力の懸隔を何程平均した乎は頗る疑問である君主が臣民に對する上に於て獨裁専横を許して居たではない乎貴族が平民に對する上に於て男子が女子に對する上に於て擅恣壓制を是認して居たではない乎奴隸の使役を非理としなかつたではない乎前前世紀末から前世紀の初季に跨つた各國の革命一新といふものは皆其反動ではない乎。

のみならず基督教の源泉たる羅馬法王の徳義は如何法王自ら基督愛敵の教旨を蹂躪して彼の羅馬教に背いた數十萬の異信徒を刑戮したてはない乎其數が西曆一千四百八十一年から八百零八年に至る迄の間に三十四萬人の數に登つたが其中で三萬二千人は聞くも恐ろしき火刑であつた、これが基督の代理たる法王の處置であるとは實に驚くべきではない乎、のみならず世外の身を以て數百年間全歐の大帝となり俗權を擅にして各國を壓制した



ではない乎是れは抑も如何なる道德である乎實に魔鬼の處爲とも夜叉の所業とも譬へ方のないと言はぬければならぬ是れを以て基督教が道德の進化に大効力があつた杯と主張するに至ては實に盜賊だけだけしいと言ふの外はないと思ふ。

併し獨り基督教のみならず凡そ開明的宗教といふものは本來國家と相容れざる主義を持つて居るものであるから其主義それ自身に於て國家の利益となるものでない佛教でも回回教でも矢張同様である何故といふに基督教や佛教や回回教の如き開明的宗教は國家といふ有機大體を度外視して唯全人類といふものをのみ眼中に置いて居るからである尤も其主義が必ずしも實際に行はれては居らぬけれども主義に於ては必ず其通りである隨て宗教的倫理は自然に國家的倫理と矛盾するやうな事にならぬければならぬ是れが即ち國家のために甚だ不利な事とであるのみならず

ず又甚だ謬つたことになるのである余は數年前に於て「佛基兩教の急處を衝く」と題する講演をなしたとがあるが(加藤弘之講演全集第三册合本第二五三頁)今それを引用して見たならば其道理が自然明瞭になるであらうと思ふから長文であるけれども引用するであらう。

世界教たる佛基兩教は古代未開の國民教の如く特に國神を奉じて其國の爲めに教を布くものにあらずして或は全世界衆生の爲めに慈悲を垂るる所の佛を奉じ或は全世界萬物の創造主たる唯一神を奉じて世界全人類の爲めに教を布くものなれば既に全く國家的性質を脱して實に世界的性質を帶ぶるものたるに敢て辯を俵たず。

果して然らば此兩教の教徒たる者教徒とは教化を掌る者にして佛教の僧徒基督教の傳道士を指す而して教化を受くる所



の一般凡俗は之を信徒と稱すが各國主權の下にありて其臣民となるが如きは甚だ世界教の本旨に戻れるものにあらずや世界教の教徒が各國主權の下に服して其制馭を仰ぐに至ては世界萬國世界全人類に對して既に内外親疎の別なき能はざれば隨て世界萬國世界全人類の爲めに不偏不黨の態度を取て以て佛若くは神の一視同仁の本旨を貫く能はざるは固より當然の結果と云はざるべからず。

佛は吾人に他人に對して只管慈悲忍辱を用ひんとを教へ基督は吾人に敵を愛せよ他人若し吾が一頬を打ち來らば更に他頬をも之に向けよと教ふるにあらずや然るに兩教の教徒は果して能く此教旨を守り得るや否假令教徒自己自身は能く此教旨を守らんと欲するも苟くも一國の臣民に屬する以上は敵國に對しても尙自國の臣民に對すると同一様に能く此教旨を守

り得ざる場合の生ずるは實に已むを得ざるにあらずや國家が教徒に徵兵義務を命ずるときは之に應じて立て兵器を執らざるべからざるは言ふ迄もなきのみならず若しも自國の敵國に對する行爲が假令甚だ暴戾無道なる場合にも此暴戾無道なる行爲を援けて以て正義なる敵國を倒すとに努めざるべからざるにあらずや是れ果して慈悲忍辱主義若くは使打頬主義を絶對的責務とすべき教徒の所爲と云ふべき乎加之基督教徒は戰爭に際し必ず自國の勝利敵國の敗亡を神に祈禱するにあらずや日清戰爭の時佛教徒は吾が邦の勝利清國の敗亡を佛に祈願せしにあらずや是れ果して世界萬國世界全人類に對して一視同仁なる佛又は神の意を遵奉するの行爲とすべき乎若し此の如き行爲をして國民教の教徒に出でしむれば余は其甚だ理あるを稱せんと欲すと雖世界教の教徒にして此の如き行爲ある



に至ては其教旨に對し不忠不義の最も大なるものとせざるを得ざるなり但し以上は尙已むを得ざるの情狀なきにあらざるを以て稍恕すべしと雖更に之より甚だしきものあるを如何せん古代のゼズイト教派は言ふ迄もなく今日の教會と雖尙政府の爪牙となりて外教國の侵奪外教人民の壓倒を幫助し以て自ら揚揚得色あるが如きと往往なしとせず殊に近日清國に於ける傳道士の行爲の如き大に怪訝すべきものあるにあらざる等は彼等が如何に辭柄を設けて辯護せんとするも到底寛恕し得べきとにあらざるなり。

斯くは論ずと雖右等の行爲を以て強ち彼等教徒の罪とすべからざる理由も亦なきにあらざる其實は彼等教徒が二種の相矛盾せる資格を一身に兼有するが爲めに遂に此の如き背教的行爲の已むべからざるに至れるなり彼等教徒は特に世界教の教

徒たる資格を有するのみならず更に某一國の臣民たる資格をも有す而して此二種の資格は往往相矛盾せる責務を生ぜざるを得ざるに至る是れ即ち彼等教徒の行爲が其教旨に悖戾せざるを得ざる所以なりとす。

凡そ國家臣民たる者は一意専心國家に忠ならざるべからざる義ならざるべからず換言すれば國家臣民たる者は絶對的に國家の安寧幸福の爲めに勞せざるべからず盡さざるべからず若し然らざれば國家は遂に其生存を維持し其隆盛を増進すると能はざればなり而して國家は其臣民に對して毫も除外例を許さざるが故に教徒にも凡俗と同じく此忠義を負はしめざるべからず若し教徒にして此忠義を缺かん歟是れ不忠不義の臣民にして道德は之を貶し法律は之を罰す假令又道德法律が之を強ひざるも生れながらにして國家臣民たる者は其身世界教の



教徒たるにも拘はらず自然に此臣民的忠義心なき能はざるは當然のとなりとす。

果して然らば佛基兩教の如き世界教の教徒にして世界萬國全人類に對して一視同仁なる教旨を奉すべき者が更に一國の臣民となりて特に其國の爲めに忠義を盡さんとするは即ち相矛盾せる二種の責務を一身に兼有するものに外ならざれば彼等が常に此二種の責務を全くせんとは到底なし能ふべき筈のものにあらず印度及び猶太の人民は本來國家的思想に乏き人民なれば釋迦及び基督の教旨が殆ど國家的性質を有せざるは固より其所と云ふべし釋迦基督は毫も國家の爲めに盡したるにあらず國家の盛衰興亡は如何もあれ开は釋迦基督の敢て憂慮する所にあらずりしなり釋迦基督の理想は全く個人の靈魂の救済にありて毫も國家の進歩發達にはあらずりしなり蓋し

慈悲忍辱主義と使打頬主義とは到底國家の進歩發達に不利を生ずるものとせざるを得ざるなり。

前述の如くなれば國家的主義と世界教たる佛基兩教の主義とは殆ど全く氷炭相容れざるものと云はざるべからず然るに右兩教の教徒は此氷炭相容れざる兩主義を一身に兼併して以て均く之を果さんとするものなれば到底其志を遂ぐる能はざるは固より其所なりと云はざるべからざるにあらずや是に於てか余は兩教教徒に忠告する所あらんとす足下等が若しも専ら其教旨を遂げんと欲するならば足下等は必ず國家の制馭を脱して國家外の人民とならざるべからず但し若し又専ら國家臣民たるの責務を盡さんと欲するならば教徒たる地位を去て純乎たる國家臣民とならざるべからず足下等は必ず二者の一を撰擇せざるを得ず足下等若し教徒たる地位を去て純乎たる



國家臣民たらんと欲すれば其事甚だ容易なりと雖若し之に反して國家臣民たるの地位を去て純乎たる教徒たらんとするならば其事至難に屬して殆ど策の施すべきものあらずと雖余は試みに一策を授けん歟开は他にあらず足下等は相合同して文明各國に説き各國より各幾分の土地を足下等に寄附せしめ以て一の教會國を建設し全く各國の羈軛を脱せる一種の中立共和國となし而して此教會共和國より各國に傳道士を派遣し専ら國を見ず單に世界を見て教を布くととなし且つ常に各國間の平和親睦の爲めに周旋して務めて各國間の戦争を避けしむるとに努力するとともならば茲に始めて世界教たるの眞性を有するものとなるを得べし然るに再思すれば此教會共和國は單に理想的に止まりて到底實現的となるの望あらずして所謂無何有郷 (Utopia) に過ぎざるべしと雖然かも足下等をして實に

教旨を遵守して不偏不黨的に慈悲忍辱若くは使打頰の主義を遂げしめんには此の如き術を措て到底他策なかるべしと信ず。但し余が斯く論ずるときは足下等は恐らくは左の如き旨趣を以て辯護するならん曰く佛の慈悲忍辱基督の使打頰の主義と云ふも強ち此の如く絶對的なるにはあらず義不義と善不善とに對しては自ら差別なき能はず世を害し民を虐する者に對しては之を責め之を罰するの要あるは固より論なし故に教徒たる者は義を勧め善を助けて不義不善を此世界より排除するとを以て責務とせざるべからず所詮は唯義と善とを兵器として不義不善を倒すにあるのみ而して國家臣民たる者の責務も亦義と善とに與みして不義不善を惡むに外ならざれば教徒と國家臣民との責務に於て決して矛盾する所あらざるべしと果して足下等の言の如くならば頗る是なりと雖余は尙足下等に



服する能はざるものあれば茲に簡略にして然かも明晰なる比喩を設けて一問を發し以て足下等の急處に留めを刺さん是れぞ最後の一刀なりとす曰く吾が邦若し他日某一國と戰端を開くとあらんに不幸にして義彼にありて不義吾にあるとあらば換言すれば彼は師を興すの名を有し吾は其名を有せざるとあらば(實際あり得べきと)あらざれども足下等は吾が邦は宜く速に其非を悔み戈を倒にして降を敵の軍門に乞はざるべからずとする乎將た假令義彼にあり不義吾にあるも今に迫て戈を倒にして降を乞ふが如きは吾が邦の大耻辱なり斷じて爲すべからず寧ろ力を盡して非を遂ぐるの優れるに如かずとする乎足下等の意若し甲にあらば足下等は教旨に忠にして國家に不忠なりとせざるべからず但し足下等の意若し乙にあらば足下等は國家に忠にして教旨に不忠なりとせざるべからず足下等

の二種の資格と二種の責務とは到底矛盾せざるを得ざるにあらずやと余が此最後の一刀も尙足下等の急處に中らざるや否敢て質す(以上)

右は唯教徒たる者僧侶若くは傳道士に就て言つたのであるけれども信徒(俗人)の中にも人類を重しとして國家を蔑視するやうな者が多少あつてそれ等の者になると全く國家の害物となるのである露國のトルストイ伯 (Tolstoj) の如きは其最も著しいものであるが何れの國にも基督教の意味から絶對的に非戰論を唱へるやうな者が随分ある日本でも日露戰爭に方つて非戰論を唱へたものが多少あつたのであるが實に國家的倫理を害するものである。

歐洲では羅馬法王の權力の痛く衰弱した今日に於てさへも羅馬教のために頗る國家生存上の害を受けるのである是れは全く



羅馬法王が各國の羅馬教の教徒や信徒を動もすれば煽動したり教唆したり杯してさせるのであるビスマーク侯 (Bismarck) さへも羅馬法王の干渉には頗る困難したのである今日では佛國が頗る困難して居る又英國では羅馬法王の干渉ではないけれども今日教育上に於て國教派と其他の派との關係に就て困難を感じて居るのであるが是等は皆宗教のために行政上の害を醸す次第であつて基督教國では免れ得るとの出来ない弊害である獨り吾が邦の如きは宗教上のために國家が害を受けるといふやうなとは微塵もない實に幸福のとである歐洲の基督教なるものは右の次第で國家の生存上に有害のものであるとは明明瞭瞭少しも疑ひのないとであるのに宗教が道德の進化に大効力ある杯と主張するのは實に片腹痛きと言はぬければならぬ。

右は宗教が道德の進化に大効力のなきのみならず却て大に有害である所以を論じたのであるが以上論じ來つた所より考て見れば人爲淘汰たる宗教教育が道德の進化に大効力があつた杯とは如何にしても言はれるとでない多少の効力は固より否定は出來ぬけれどもそれは唯多少といふとに止まるのである然るに、それに反して權力競争が道德法律の進化の大基礎となつたといふとは決して争ふべからざる事實である、それゆへ余は特に權力競争の自然淘汰が道德進化を促す最先最大の手段となつたと云ふとを主張するのである。

此の如く論ずると又一の非難説が出る歟も知れぬ曰く假令未開半開國で上下階級が大に權力を異にして居る間でも上階級が随分下階級に對して仁慈を施すともある君主が臣民を慈愛し貴族が平民を好遇し男子が女子を優待するといふやうな風俗は決して罕れではない否開明國の外形的德義よりも却て賞賛すべき



ほどのとてであると思ふ箇様な反對説が出るに相違なからうと思ふ而して世間の學者は蓋し多くは是れに賛同するであらうと思ふけれども余には又之を反駁する十分の道理があると信ずる併余は決して反對論者の主張する所を強ち否認はせぬ反對論者の言ふ如く仁心の深い君主や貴族や男子も随分あるに相違ない決して其様な人がないとは言はぬけれども其仁心といふものが實に吾吾人間界に於て最も賞賛すべきだけの價值を有して居るや否やといふとに就ては十分研究せぬければならぬと思ふのである。

未開半開で宗教や徳教が人間界に於て十分賞賛すべき程の倫理を鼓吹する乎否やは甚だ疑はしいと思ふ却て甚だ價值の低い道德を鼓吹して居るのではなからう乎未開半開國ではそれが當然のとはなからう乎それが餘儀ないとはなからう乎と思ふ

仁心と歟憐憫と歟云ふとは獨り同一人類の間に行はれるのみならず人間が他動物に對する上にも行はれて居るのである吾吾が家畜を飼養すれば随分それを愛撫する日日使役する所の牛馬を取扱ふにも随分同情を加へる決して殘酷にのみ扱ふものではない又鳥獸を捕獲して鳥籠獸檻の内に飼養玩弄するに就ても随分心を用ひて愛するのである或は其愛情が同一人間に對するよりも深いとがある。

是れは鳥獸に對する仁心であらうが余が考ふる所では未開半開で上階級が下階級に對する仁心は丁度右の鳥獸に對する仁心と殆ど同じやうな性質のものではなからう乎と思ふ若しも飼養者が眞實鳥獸を愛する心ならば牛馬を吾が用に使役するとを全くやめてしまつたらよからう併しそれともそれでは牛馬が生存するとが出来ぬと思ふなら無使役で唯養てやる歟又は食料の償



ひに對するだけの僅小なる使役に止めたらよからう然るに纔に食はせるのみで日日隨分盛に勞働させるといふとは眞實の仁心に戻るではない乎又鳥獸を捕獲して玩弄するに至ては猶更のことである自分で玩弄しやうと思ふから、そのために隨分愛して飼養するには相違ないけれども眞に愛するならば、てんで捕獲するといふとを止めた方がよからう自由自在に生存して居る鳥獸を捕獲して來て其自由を奪ひ而して後に之れを愛すると云ふのが是れが眞實の愛と言へやう乎余は甚だ感服し難いのである。

ところが未開半開國で上階級が下階級に對する仁心と歎仁慈と歎云ふものは全く右と同じやうな意味になると思ふ決して同一人間に對する仁心と歎仁慈と歎云ふものにはならぬ殆ど人獸の間に於ける仁心仁慈と同じものであるから是れは對家畜的又は對捕獲鳥獸的仁心仁慈と言つてよからうと思ふ是れでは吾人

人間界に於て稱賛すべき價值のある仁心仁慈杯といふとは出來ぬと思ふ既に前にも述べた通り支那主義では専ら君主の仁といふものを貴び歐洲主義では専ら人民の自由といふものを貴ぶのであるが支那の主義は甚だ間違つたものである君主の仁といふものを立てるから其結果として遂に此の如き對家畜的又は對捕獲鳥獸的仁心仁慈をも眞實の仁と誤認するやうになるのであるのみならず又其反對に下階級には奴隸的服従心といふものが起つて、それが頗る立派なものとなるのであるから、どうしても自由主義でなくてはならぬといふとに歸するのである併し念のために斷つておかぬければならぬが余は斯く論ずるとは云ふものの未開半開國では箇様な仁心仁慈も又箇様な服従心も甚だ必要であるとするのである是れは餘儀ないとするのである其道理は余が既に述べたところで明かであらうと思ふのであるが



併し反對論者が未開半開國にも開明國と全く同じやうな十分な價值ある仁心仁慈があると主張するであらうと思ふから、それで左様な價值ある仁心仁慈は未開半開國には殆どないといふことを述べる譯なのである。

未開半開國では右論するやうな仁心仁慈や服従心をも眞に價値あるもののやうに思つて居る上に尙宗教徳教杯も左様な仁心仁慈や服従心を奨励するとであるから、餘儀ないとはあるけれども、それが次第に心的遺傳應化に依て益進歩して來る即ち上階級も下階級も共に簡様な仁心仁慈や服従心を此上もなきものと考へるやうになつて來るのである、けれども左様な思想がいつまでも勢力を持て居るやうであると遂に社會の退化を來たすより外はないとである、して見ると宗教徳教は一時は其効力があつても後には却て道德法律の進化を妨げる道具となり了るともあるのである。

支那の儒教は隨分立派な徳教であるが併し支那實際の道德は此徳教に叶つて居る乎如何余の見るところでは此徳教の効能は殆ど實際にあらはれて居らぬやうである、理論の上では頗る立派であるけれども實際上では上階級の權力が大に下階級を壓倒して居る君徳は仁を以て大なりとして居ても實際には仁は殆どない、貴賤男女の間でも同様で全く權力を異にして居る凡て弱い者いじめと云ふ譯であるから、刑法の酷なると杯は驚くべきである、罪人は即ち弱者であるから甚だしい苛酷な取扱を受けて居るのである、けれども儒教は之を改善しやうともしない吾が邦でも同様であつた昔から儒者等が隨分種種社會の改善に就て喧しく論じて居るけれども刑法や罪人の取扱等に就ての改善論といふものは殆どないのみならず貴賤男女の間に權力の大相違のあるのを非



どした學者も殆どない左様なとは全く當然のとして毫も怪まない状況であつた。

是等の譯から考て見ると宗教や徳教が道德法律の進化に効力の少ないとは甚だ明かであるが、それに反して權力競争が道德法律の進化に大効力のあるとも亦甚だ明かであると思ふ、して見れば進化の上に働く力は重もに自然淘汰であつて人爲淘汰でないと思ふとは決して疑ふべきでない換言すれば故らに道德法律の進化を促さんとせぬ權力競争といふ自然に起る力は却て能く道德法律の進化を促し得るに反して故らに其進化を促さんとし、て働く宗教徳教といふ人爲の力は却て十分に其進化を促すとの出来ぬといふとがわかるのである併し尙一つ此道理を證明するに足る現象がある、それは如何なると乎といふに假令未開半開と雖同一階級内に於ては上下階級間に於けるが如き鄙野なる道德は

行はれて居らぬ其各員が皆同一價値の者である一は只管壓制し他は只管服従するといふやうなとは殆どないのであるが是れは畢竟其各員の權力が大抵同一であるからのとである權力が大抵平均して居るからである。

右段段述べて來たやうな譯であるから道德法律の進化が重もに權力競争に原因するとして宗教徳教が其進化を促す力は甚だ少ないに相違ないのであるが併し前に一寸述べた如く法律の方は兎も角道德に至ては心術といふものが大切であるのに權力競争では外形上の道德は進化するであらうけれども心術上の道德即ち道義心迄も進化するやうには決してなるまいと云ふ難題が出るに相違ないと思ふ、それは一應尤なとである、けれども權力競争に起因した進化にしても數十百年數代數十代の間の心的遺傳應化に依て自然心術上の進化に及ぶであらうと思ふ外形的の徳義



が必ず、いつまでも外形上にのみ止まるものではなからう必ず長い間の遺傳應化で心術的徳義に迄進むであらうと思ふけれども先づそれは甚だ難いと假定して見ても兎に角權力競争でなければ道德の進化する基礎が決して出来ぬのである、それゆへ權力競争は此基礎を作るに於て甚だ肝要なものであると思ふ。

何故乎と云ふに先づ上下階級の權力が多少同等にならぬ間は彼の對家畜的仁心だの奴隸的服従心だのの止まないのは當然のとであるからである上下階級の權力に大なる相違がある以上は此の如き賤むべき徳義心の存するのは當然の結果である、それゆへ余は權力の平均が始めて徳義の平均を生ずる基となるものであると主張するとを憚らぬ。

余が曾て此主義を或人に話したときに其人は余の説に對して「君は既に道德法律進化の理と題する著書に『善惡の別は國の文野

開否に依て種種に變化するものであるが併し唯愛國心といふ一の徳義のみは何れの國でも最大の善となつて居る」と説かれたが此愛國心の如き最大善が權力競争と如何なる縁を持て居るであらう乎權力競争で上下階級の權力の平均が出来たところでそれが基礎となつて如何様に愛國心が生ずるとになるであらう乎其道理が決して分らぬ權力競争と愛國心との關係が如何なる邊にある乎殆ど理解の出来ぬとである」と言つた仍て余は此駁論に對して「君の説も一應尤なやうに聞えるけれども併し能く考て見たまへ吾は實に國家の公民であるといふ一の立派なる獨立思想のある者でなければ決して眞の愛國心の起るべきものでない彼の對家畜的仁心に感激して奴隸的服従心を持て居るやうな所謂國家の従僕たる者に眞の愛國心の起るべき筈がないではない乎、して見れば愛國心を起す所の基礎となるものも矢張權力競争にあ



るのであるといふとが甚だ明かなとてはない乎と反駁したとがある箇様な道理は能く考て貰ひたいと思ふ。

以上は國家内上下階級間の權力競争で以て道德法律の進化する所以を述べたのであるけれども又他邦との生存競争殊に鬭争的競争のために國家内の道德法律の進化を促す道理も決して看過するとは出来ぬのである他邦と競争せんとするには必ず國家内の眞の統一が最も必要であるのは言ふ迄もない眞理である若しも國家の統一が牢固でないならば到底他邦との競争は出来ぬそこで其統一は如何にして出来る乎と云へば前に述べた如く未開半開國では治者貴族等が大權を握て壓制力で以て統一を整へるのである、それゆへ上階級の壓制と下階級の服従とは當時道德法律の進化である、けれども既に開明國になると最早それでは統一は出来ぬ、そこで上下階級が殆ど權力を均くするやうになつて

それで以て國家の統一が整ふのであるから權力の均等に適應する道德法律が即ち開明國の進化した道德法律である箇様な道理であるから他邦との競争も亦國家内の道德法律の進化を促すことになるのである畢竟する所内外の競争が相俟て進化を促すことになるのである進化の基礎を牢固にするのである。

## 第六章 各國家の生存競争に依て各國家間の

### 道德法律(國際道德、國際法律)の進化する と

前章では國家内に於ける權力競争并に外邦との生存競争で以て國家内の道德法律が進化した道理を述べたのであるが本章では各國家相互間の道德法律即ち國際道德、國際法律(Völkernomol und Völkerrecht)が各國家間の生存競争に依て進化する所以に就て述べ



やうと思ふ。

原始時代にあつては國家と國家との間に道德も法律も殆どなかつた其相互の關係は自然界に於ける動物團體の相互の關係と大抵同じやうなものであつたけれども知識の次第に進むに隨ひ種類の欲望が生じて來る又其欲望を充たすべき手段方法をも發見するとなつたから最早動物團體の相互のやうに唯簡單な關係のみではなくなつた即ち時時鬭争的競争のみをして居るといふ譯にはゆかなくなつた互に多少平和的競争をなして鬭争的競争に於けるよりも大なる利益を獲得せぬければならぬやうになつた是れは知識の進歩と欲望の増加とより生ずる結果である。

それが即ち國際道德國際法律の始めて起らんとする根源である、そこで其相互間に於て多少平和的關係を便にするの必要よりして粗國家内の道德法律に似たやうな道德法律が起るとになつ

たが併し其初めは頗る不十分なもので進歩も亦頗る遲遅たるものであつたのであるけれども平和的交際をなして通商貿易等の漸次進歩するに隨ては餘儀なく其間の道德法律も亦進歩せぬければならぬの言ふまでもない、そこで開明國相互間にあつては西曆一千六百年代に至つて彼の有名なるゴロテイツス氏(Grotius)が始めて各國間の關係を論定した是れが今日の國際法律の起る始めである其以來諸學者が種種の研究をなし又實際上各國間の協議等もあつて今日に至つては此法律が大進歩をなすとなつた。

又國際道德に至ても開明國間にあつては大に進歩して粗國家内の道德に類似するものとなつたけれども此兩道德は其本旨に於て大相違があるから到底全く一致する譯にはゆかぬ、其本旨に於ける大相違とは如何といふに既に第五講の第二章に述べて



おいた通り國家は全く完成社會といふもので是れは其組成分子となつて居る各個人各團體が畢竟國家のために盡すといふところが究極の目的となるのであるけれども開明各國の相互の關係は是れは未完成大社會とも云ふべきもので其組成分子となつて居る各國が未完成大社會全體のために盡すべき筈のものでない畢竟は唯各國が各自のために盡す筈のものであるから國家内の道德と國際道德とは此點に於て大相違がある組成分子が全體のために盡すのと組成分子が各自のために盡すのとの大反對がある是れが即ち余が此兩道德の本旨に大相違があると主張する所以である。

然るに世の宗教家倫理學者又は哲學者杯は此大相違のある所以を許さずして道德といふものは全人類の關係上一様にあるべきものと考て居るのであるけれども實にわからぬとである箇様

な學者の説が若しも當を得て居るならば文明各國は畢竟自國の利益を全く放擲しても各國全體の利益を圖らぬければならぬやうな場合があるとせぬければならぬ國家内に於ては畢竟ずる所個人が自己の利益を全く放擲しても國家のために盡さぬければならぬ場合がある是れは道德の嚴に命ずる所であるが各國相互間の道德も全く國家内の道德と一樣であるべき筈とするならば其道德は又各國の關係上に於ても同一命令を下さぬければならぬことになるのは當然であらうと思ふ實に不條理のとである。

此事に就ては余は數年前に「倫理學の急處を衝く」と云ふ題で講演したとがあるから少しく長いけれどもここに其文を引て見やう(加藤弘之講演全集(合本)第三册第二九八頁)

前略余は從來演說に論說に一國內の道德と國と國との間の道德とは其性質目的共に大相違があると云ふとを述べた換言す



れば道德なるものは特に一國內に限るもので國と國との間には本來道德なるものはあるものでないと思ふを論じておいた然るに古來諸派の倫理學に於て右同様の説を聽いたとは殆どない諸派の倫理學に於ては國の内外を問はず倫理は一様であると思つて居る尤も稀には一般の説と少しく異なるやうな説もあれども併し余の從來説いたやうな説は恐らくなからうと思ふ功利學派でさへも右様な説は論じて居らぬやうである凡そ道德と云ふものは天然に人性に具はりてあるもの故一定不變であつて世界全人類の上に通用すべきものであると信ずる學者にあつては道德は一國內に限つて國と國との間に存するものでないと思ふやうな道理を認めぬのは尤なとてあれども道德の目的を功利にありとする功利學派が矢張同様な意見であるのは甚だ分らぬと思ふ道德が天然人性に具つて居るも

のでなくして國の開明の進むに隨て漸漸進歩して行くものであると思ふとは争ふべからざる事實であるが是等とは此處で委しく論ずるとは出来ぬから余は拙著「道德法律進化の理」を参照されんことを乞ふのであるが此道理さへ分れば道德は特に國家の維持進歩即ち安寧幸福を進むる爲めに自然淘汰と人爲淘汰との湊合作用で漸次に進歩發達したものであると思ふところが最早全く疑ふべからざるものとなるのである。

道德が右の如く特に國家の安寧幸福の爲めに漸次進歩發達したものであると思ふところが分れば次に道德の目的は單に國家の安寧幸福を進めるより外にはないのであると思ふとも分らねばならぬ筈である夫れ故廣く全人類間に用ふべき筈のものでないと思ふとも分らねばならぬと思ふ何故なれば國と國との間は一國內の臣民の關係とは全く違つて居る一國內の臣民は



總て全く一體となつて國の爲めに盡し國の安寧幸福の爲めに協力同心せねばならぬものである夫れてなければ國家は一日も維持は出来ぬそれゆへ已むとを得ざる場合には臣民皆國家の犠牲と迄ならねばならぬ筈のものである決して國家の利害を措て自己の安寧を計るべきものでない然るに國と國との間は左様でない甲の國と乙の國とは全く一つになつて其安寧幸福を計るべきものでない互に自己の安寧幸福を計ればよいのである但し國と國との間と申しても互に多少の交際をして居る間柄であれば多少共同的安寧幸福を計らねばならぬから偕こそ其間に多少道德が必要になる、それでなければ互に交際するとが出来ぬからである併し假令如何程親密に交際した所が一國家の如き不可分的性質のものでない唯便宜の爲めに合體して居るに過ぎぬから詰る所各國は唯自國の安寧幸福を結局

の目的として居るので其外に何の目的もない徹頭徹尾自國の安寧幸福が目的となるのである其れ故一國內の臣民相互の關係とは天地の違ひがあると申してもよいのである。

右様の次第であるから一國臣民相互間の道德と國と國との間の道德とは其性質目的が決して一樣とは云へぬのである況や交際もせぬ國と國との間には互に安寧幸福を進める必要は毫末もない隨て其間に道德を用ふる必要も亦少しもない互に自國の利益をのみ計りて力の許す限りは侵畧をしても構はぬ征服を企ても構はぬ只管自利を目的として他國の損害を生じても不都合はない否左様にせねば自國の安寧幸福を計るとも出来ぬのである併し余が此の如きとを申せば頗る不道德なとを言ふと思はれるであらうけれども是れは少しも間違つたところでないと確信するのである併し是等の道理に就て委しいとは



「道德法律進化の理」に譲て此處では畧すととするのである。右様な譯であるから倫理學者が道德を以て全人類の交際に必要なものであると採と思ふのは大謬見て且つ頗る迂遠な論である。余は斷言するを憚らぬのである併し若し倫理學者に立派な反對論があれば承りたいのである。且つ又倫理學者に左の如き一の質問を呈して答辯を乞ひたいと思ふ曰く太初以來野蠻未開の人民が漸次進歩發達して遂に今日歐米の如き又吾が邦の如き開化文明國の出來たのは重もに如何なる原因があつて生じた結果であらう乎各國が人性に具備して居る立派な道德を遵守して交際をなした結果であらう乎各國の交際が一國內個人間の交際と同じく自國の利益を棄ても他國の利益を計ると云ふやうな徳義的行爲であつた結果であらう乎其因て來る所の原由を承りたいものである。是れが即ち余の倫理學者に

質したい一大問題である。

然るに余の確信する所を述べて見れば余は古來未だ曾て箇様な歴史的事實を知らぬのである。嘗に知らぬのみならず全く反對なる現象のみがあつたやうに感ずるのである。古來各國民の間には烈しい生存競争が起て各國皆自國の利益をのみ計るとに努めて力の及ばん限り事情の許さん限り他國の利益を損害するやうな有様で其れに由て自然淘汰が行はれた爲めに結局今日の如き大開化を見るやうになつたと余は確信するのである。尤も古代は生存競争が重もに戰爭的であつたが近世は漸漸平和的即ち重もに商賣的學術的工業的になつたとではあれども併し結局自國の利益を計ると云ふ大目的は變せぬのである。決して他國の爲めにするのではないのである。

今日と雖開化國と未開國との間には侵畧的征服的事業が大



に行はれるから矢張戦争的の生存競争も十分ある余の見る所を以てすれば若しも古來此の如き生存競争自然淘汰がなくして各國が専ら徳義的行爲を以て交際して居たならば今日も尙數千年前の野蠻未開に止まつて居るに相違ないと信ずるのである何となれば進歩開明と云ふものは生存競争と自然淘汰で出来るもので此二作用がなかつたならば世界は全く死人の會合の如きものであるに違ひないからである併古代のとは姑く論ぜぬとした所で亞米利加や濠太利や亞弗利加の今日の開化は何故に出来たであらう乎歐人が徳義を以て右等各地の土人を選した結果であらう乎若くは侵略征服の結果であらう乎近世に至て先づ西班牙葡萄牙和蘭等が侵略征服を始め次で英佛等が世界に横行して侵略征服を事とした爲めに其本國の開明の進んだとは言ふ迄もなく其植民地の開化も漸次進んだの

ではなからう乎輓近の亞米利加の大開化は白人が赤人を壓倒し又黒人を奴役して開拓をなしたる結果ではなからう乎若くは是等の開化が全く徳義的交際で出来たものであらう乎箇様などは倫理學者に質したのである併し余が箇様に申したならば倫理先生は甚だ不平で足下の言ふが如き開化は全く物質的開化で心神的開化でないと駁されるやも知らぬが其れは甚だ間違つて居ると思ふ物質的開化の進まぬ處には心神的開化は進むものでない古代支那や印度や猶太杯は固より今日程に物質的開化が進まなんだには相違ないが併し當時は他の國國に比して最も進で居たのであるそれこそ釋迦の教も開けた基督の教も開けた又孔孟老莊の教も開けたのである今日の亞弗利加内地の土人部落や濠太利の山の奥に右様な教の開けるものではないアリストテレスやプラトーンやカントやヘーゲル



ルやニウトンやダルキンの出た國は如何なる國である乎物質的開化の進まぬ國である乎物質的開化の進まぬ國には心神的開化の決して進むものではない歐洲人が他洲野蠻未開の土地を侵畧占有してから以來諸種の學科の進歩は著大なるのである若しも歐洲人が歐洲のみに蟄居して他洲の侵畧を企てなんだならば到底今日の開化は物質的心神的共に進むべき筈のものでない。

是等の理由から考て見れば開化の進むと云ふのは丁度うまい果物や野菜が其初め穢はしい肥料を得て出来るやうなもので開化といふものは其初めは随分穢はしい事業から出来たのである決して立派なる徳義的行爲の結果ではないのである併し余が斯く申したならば倫理先生は大に歎息して開化が若しも此の如く穢はしい不徳義なる種子から生じたるものとすれ

ば寧ろ開化は望ましくないと言はれるやも知らぬが然らば倫理先生は到底今日の開化國に生存して居るべき權利はないと認めねばならぬ必ず山の奥にても隠遁して得意の倫理を説かれたらよからうと思ふ。

以上述べた所で道德は特に國家の安寧幸福を進むる道具であつて其外の目的はない併し多少交際をなす各國間には又多少の道德を適用せねば交際は出来ぬが其れとても一國內の道德とは其目的を異にして結局各國が自國の安寧幸福を進める爲めの道具たるに過ぎないと云ふとを説明し次に古來各國間に若しも全く徳義的交際が行はれたならば到底今日の大開化を見るとは出来ずして今日も尙野蠻未開で止まつて居るに相違ないと云ふとを事實に依て證明したと思ふ是れが倫理學の急處を衝て留めを刺した次第である併し若し尙急處に中らぬ



とせらるる倫理先生があらば希くは教を乞ひたいと思ふ以上、右様な道理で國家内の道德法律と開明各國間の道德法律とは其性質と目的とに於て大相違のあるとであるから此後各國の開明が如何なる高度に達するとがあつても列國の互に分立して居る間は到底國家内と同じやうな道德法律の行はるべき筈がない宗教家や倫理學者や哲學者等が如何に左様な理想を持って居たところか、それは理想ではなくして全く夢想であると云はぬければならぬが併し、それにしても今日開明各國間に行はれて居る國際道德、國際法律と云ふものは既に著大なる進化をなして居るものと言つてよろしいのであるが是亦畢竟開明各國の權力が互に衝突して其結果が權力の平均となつた故であるに相違ない國家内に於て上下階級の權力が衝突して其結果で權力の平均が出来たから、それに依て道德法律の大進化の出来たのと同じ道理である。

して見ると道德法律の大進化は必ず權力の衝突平均に依らぬければ決して出来るものでないといふ道理は益疑ふべからざるとして最早十分明かなとであらうと思ふ。

道德法律の大進化が必ず權力の衝突平均に原因するものであるといふ道理の明かになつた上は互に衝突平均せぬ權力のある處には道德法律の大進化のないといふとは辯ずる迄もないとである今日開明國と未開國との間に於て道德法律の大進化は固よりない大進化の固よりないのみならず道德法律といふものが殆どないのである。それは何故歟といふに既に屢次述べた如く互に利害を同くするといふとが少しもない所から殆ど一の共同生存といふものがないからである。共同生存のない處には道德も法律も全く無用のものである。それゆへ開明國が未開國に對して如何なるとをなすも何の妨げはない共同生存をなさぬ開未開國の間



には背道といふともなければ反法といふともない全く自然界に於ける動物の關係と同様であると言つてよろしいのである此説は實に暴論極まるものと看做されるであらうけれども眞理は其通りであらうと余は確信するのである。

併し假令開未開の相違あるも同一人間である以上は開明人民が未開人民を全く他動物同様に看做して自由自在に勝手な取扱をするといふとは人情として出来難いのである箇様な説を吐く余とても實に忍びないものであるから開明人民といへども自己に害のない限りは務めて未開人民の上に同情を持つとは望ましいとてある屠者の中には兎角人殺しが多いとのとであるが是れは動物の生命を絶つ習慣から遂に右様な大罪をも犯すことになるのであるから開明人民が無慈悲に取扱ふ習慣がつくと自然それが本となつて開明人民に對しても矢張無慈

悲な心が出るやうにならぬとも言へない左様なとは實に有害となる譯であるから必ず注意せぬければならぬとてであるが併し道德法律といふものが必ず共同生存のためにのみ必要であつて其他に一の必要がないといふ道理から余は右様に述べるのであるから諸君に於ては此當然の道理と云ふと又當然の道理からも往々惡影響の生ずるとがあると云ふ理由と并に人情一偏のとは互に混同せず能く汲み分けて承知されたいと思ふのである。先づ餘談は差措くとして権力競争から道德法律の進化する理由は以上述べた所で大抵わかつたであらうと思ふのであるが此理由に依て考て見ると道德法律の進化も亦彼の自然界に於ける大矛盾のために生じた結果と見ぬければならぬと思ふ更に裏から言ひ直して見れば若しも自然界に大矛盾がなかつたならば遂に道德法律の進化もなかつたであらうと云ふことになるので



ある。これに就ては一寸説明せぬければなるまい既に述べた如く権力なるものは物件ではないけれども併し必ず數量がある、數は定限がある、それゆへ權力が一方に増すときは必ず他の一方には、それだけ減ずるとになる一方に増すといふとは即ち一方に減ずるといふとを意味するのである。權力は簡様な性質のものであるから互にそれを取合はんとして競争が起る而して競争の結果が自然淘汰となつて遂に道德法律の進化(初回及び第二回の)を生ずるとになつたのである。是れは確かに第一矛盾(有機體の員數と其生存需要の員數とに於ける矛盾)に緣由して居るのである。然るに若しも權力に定量がなくして如何程にも増すものであつたならば、それを取合ふ必要がないから競争の起る理由もない。又競争が起らねば隨て道德法律の進化の生ずる道理もないのであると思ふ。

但し又此第二矛盾の外に第三矛盾(有機體の根本動向と其身心力とに於ける矛盾)に因由して居るものは辯ずる迄もない。是れは如何なる競争にも必ず因由となるもので少しも取除けのないものである。

### 第九講 人為淘汰に因由せる道德の進化

#### 第一章 宗教倫理教に依て道德の進化するを

諸君！前講に於ては權力の競争に依て道德法律の進化する所以と及び此權力競争が道德法律の進化に最も力のあるものである所以とを論じたのであるが併し又一説に權力競争のために起る道德法律の進化といふものは到底唯外形的の進化で内容的の進化でない法律は外形的のみでよからうけれども道德に至ては



唯外形的のみではゆかぬ必ず心術が大切である然るに権力競争では到底内容的進化を促すまてのとは出来ぬ即ち人の心術迄を進化させる譯にはゆかぬと云ふ議論が出るのである是れは多少有力なる議論であると思ふ道德は最も心術を貴ぶもので決して外形的のものではないに相違ないのであるのに権力競争のために進化した道德は此内容の心術を缺て居るであらうと云ふ恐れがある是れは尤なと思ふそこで此内容の心術の進化を促すには必ず宗教又は倫理教に依る所の人為淘汰を以てせぬければならぬといふ考が起て来る是亦尤な考である。

右様な譯ゆへ宗教倫理教に依る人為淘汰を用ふる必要は十分あるのであつて決して之を等閑に付する譯にはならぬのであるけれども既に述べた通り自然淘汰と人為淘汰とは其効力に於て大相違があつて人為淘汰の効力の甚だ乏しいのには實に困難す

るのであるそれゆへ古來の宗教倫理教の影響といふものは殆ど見るに足らぬと言つてよるしい程のとである。

権力競争が全く利己心から起るものであるとは辯ずる迄もなく明かなとであるがして見ると権力競争のために道德が進化するといふ其原因は實に利己にあるのであるといふとを知らぬければならぬ此事は第二講の第一章に於て示した圖式でわかるとと思ふ然るに宗教倫理教の人為淘汰に至ても矢張利己心を手段として利用して居るのであるが併し其利用者自身さへも十分それを意識して居らぬほどのとであるから餘の學者に至ては全く氣附かぬのである是れから其理を述べるであらう。

既に倫理の意味を加へた以上の宗教では吾吾の行爲に就て因果應報を方便として説かぬものはない即ち善因善果惡因惡果の意味であるそれゆへ余輩の所謂因果主義とは全く違つたもので



ある儒教では積善の家には餘慶あり積不善の家には餘殃ありと云ふ訓戒がある又天道は善に福し淫に禍すと云ふやうなとも説く佛教では極樂地獄だの又は六道輪廻だのいふやうなを説く基督教も同じとて是れも天堂地獄と歎又は世界の最終に於ける神の裁判杯いふとを説く是れは何のためである乎と言ふに畢竟ずる所は全く利己心に安不安を與へる手段に外ならぬ即ち善悪業に依て自己に利害のある所以を論ずるのに外ならぬのである。善事を行へばそれが結局自己のためになる悪事をすればそれが結局自己のためにならぬ他人を愛すればそれが遂に福を受けるといふとを教訓するのである箇様に善悪の行爲が遂に自己の爲めに利となり不利となり福となり禍となると云ふやうに説いてそれで勸善止惡の術を施すのである之を一口に言つて見れば

ば情は人の爲めならずと云ふ簡單な語で盡す譯で畢竟は唯自己の利害に注意させて善行を勧め惡行を止めるのであるして見れば畢竟唯利己心を餌として善行を釣ると云ふ譯に歸するのである決して利己心を離れて單に利他的に勸善止惡の教訓を立てるのではない利己心を離れて單に利他心を説く杯といふとは到底出來ぬとである箇様なとは全く不自然のとであるから出來る道理がないのである。

今は儒教と佛教と基督教との例を擧げたのであるけれども其他の宗教倫理教と雖決して此術を措て外に勸善止惡の術のないとは明かである然るに此の如き見易き道理が從來殆ど學者にわからずに居たのである箇様なとに氣の附いた學者は恐らく多くはあるまいと思ふ併し唯此道理のみから考で見ても利己心の外に本來利他心といふものが獨立に存して居るものであると云ふ



主義の大謬見であるとは甚だ明かであると思ふ。

但し余が既に委しく述べた通り道德倫理杯いふものが天然人性に賦與されてあるものではなくして共同生存の必要に依て始めて起つて來たものであるから吾吾の行爲の善惡邪正に依て天然の賞罰禍福杯のあるべきものでないとは言ふ迄もない積善の家にも必ず餘慶ありとは云へず積不善の家にも必ず餘殃ありとは云へず却て其反對のとも少くない(但し社會の毀譽褒貶といふ賞罰はあるけれども)又善行者は極樂に行き惡行者は地獄に落る杯の話は猶更跡形もなきとにて取るに足らぬとてはあるけれども併し此の如く自己の利害を持出して來て訓戒せぬければ決して勸善止惡の結果の得られぬといふのは全く吾吾の本性より出る譯であつて古代の宗教倫理教は既に稍箇様な道理を發見したものと云つてよろしいと思ふ。

然るに此の如く利己心に依て倫理を説くのは決して右等古代の宗教倫理教に限るのではない近今の立派な倫理主義に於ても矢張同様であつて少しも違ひはないカント氏の倫理主義杯は近世最も尊重される直覺説であるカント氏は所謂絶對的理性命令(Kategorische Imperativ)なるを唱へて吾吾人間たる者は只管吾吾の理性に存する本務を盡すべき筈のもので決して利益だの幸福だの云ふとに注目すべきとでないと言ふ主義を盛に唱へたのであるが是れは一見頗る立派に見えて毫末も利己杯に關係のないやうに聞えるけれども此主義に就て熟考して見ると是亦古來の宗教倫理教同様に矢張利己主義に歸するのである。

吾吾が吾吾の理性に存する本務を盡すといふとは即ち吾吾の本性を全くすると云ふとてあらう吾吾が吾吾の本性を全くするといふとは是れは實に吾吾の利益ではない乎利益と言つたとて



物質的利益ではない全く心神的利益である吾々の理性に存する本務を盡すと信ずれば是れほどに大なる快感はないであらう此大快感が即ち大なる心神的利益である利益といつても物質的と考へると大に謬る此事を忘れてはならぬ蓋し是程の利益といふものは外には決してなからうと思ふ是程に大なる利己は蓋し至高至大なる利己と稱してよからうと思ふ果して然りとすれば所謂絶對的理性命令に遵從するのは全く優尚なる利己心に遵從して履行するといふことになるのである。して見ると古來の宗教倫理教杯よりも其説く所が頗る高尚であつて最上の倫理主義である歟のやうに感ぜられるけれども其利己心を利用して居る點に至ては古來の宗教倫理教杯と毫末の相違もないのであるとは明かにわかると思ふ。

其他如何なる太哲碩儒の倫理主義といへども全く其通りで其

説き方には種種あるけれども一も利己心を利用せず利他を説き倫理を述べたものはないのであるが是れは其筈のとて決して不思議な譯ではない吾々人間には一般有機體同様に唯一の利己的根本動向があつて其外に利他的根本動向杯云ふものは決してないので利他的行爲も全く此利己的動向から生じて來るのであるから、どうしても詰まる所利己に歸するやうに説かぬければならぬのは當然のものである實は利己心を利用するといふ次第ではない利用といふと何か方便に用ふるやうで甚だ間違ふのである決して方便ではない、それが全く當然のとなのである、して見ると宗教者も倫理教者も倫理學者も自己自身は毫も利己主義者である、と云ふとを意識して居らぬけれども其實全く利己主義者であつて決して利他主義者ではないとが明かである。

右様の譯であるから權力競争から起る自然淘汰でも又宗教倫



理教其他倫理主義の人爲淘汰でも皆利己心が本になつて、それで道徳の進化が出来るのであるが既に述べた所でわかる通り自然淘汰の方は其効力が頗る強い換言すれば自然淘汰の力は大に道徳の進化を促すのが出来る、けれども又其短所を言へば自然淘汰に依て進化した道徳は唯外形的であつて心術に迄は及ばぬ即ち内容がないと云ふ點である然るに人爲淘汰の力は、どう乎といふに是亦既に述べた如く自然淘汰に比して甚だ弱い換言すれば宗教や倫理の力では道徳の進化を促すとは頗る難い其効能は容易に顯はれぬ、けれども又多少長所がある宗教や倫理の力で出来た道徳は大に心術的である即ち内容があるといふ點である。

箇様な譯で自然淘汰と人爲淘汰には各長短があり又難易がある、けれども其効力の大なるとは全く自然淘汰にあつて人爲淘汰の効力がそれに比して甚だ小なるとは顯然たる事實であるが其

上に人爲淘汰で道徳が心術的になると言つても是れには又大に注目せぬければならぬとがある、と云ふのは既に前講即ち第八講の第五章に於て論じた所謂對家畜的又は對捕獲鳥獸的仁心だの或は奴隸的服従心だのと云ふやうな未開的道德は未開半開國には餘儀ないものであると云ふものは是れは開明國にあつては實に賤むべき道德であるといふ道理から考へると道徳が心術的であるからとて強ちそれが貴いと云ふ譯ではない心術も心術によりけりて未開的なる心術は開明人民にあつては決して貴ぶべきものでない其心術は決して惡意的でない全く善意的であるには相違ないけれども併し決して開明人民には適したものでない此道理は能く注目せぬければならぬと思ふ

## 第二章 自力淘汰に依て道徳の進化すると



追追論じて来た通り權力競争の自然淘汰にも宗教倫理教の人爲淘汰にも各長短もあり難易もあるが併し畢竟する所權力競争の自然淘汰のない以上は道德の大進化をなす大基礎が立たぬとのとは第八講の第五章に辯じた通りである此基礎が既に立てば彼の賤むべき對家畜的對捕獲鳥獸的仁心だの奴隸的服従心だの云ふものが遂に痕を絶つに至るは自然の勢ひである。

けれども余は決して宗教倫理教の人爲淘汰を不必要とするのではない此人爲淘汰も必ず等閑にしてはならぬとて彼自然淘汰と此人爲淘汰との湊合的作用で以て道德の進化すると云ふとは既に論じた通りであるが然るに余は此人爲淘汰の中で自力淘汰(Selbstselektion)とても名づけたらよからうと思ふ所の一種の淘汰に就て論じたいと思ふとがある通常の人爲淘汰は他動的であるけれども此自力淘汰は最早自動的であると言つてもよからうと思

ふ既に屢次論じた如く凡ての有機體が唯一なる利己的根本動向を固有して居る通りに吾吾人間も矢張此利己的動向を固有して居るのであつて其點に於ては他の動物と少しも異なつた所はないけれども未だ共同的生存をなさぬ動物では此動向は唯純乎的利己で止まつて居て變性的利己即ち利他にならぬのであるが既に稍共同的生存をなす動物となると純乎的利己から變性的利己即ち利他が派出するやうになり又其共同的生存が發達するに隨ては利他也發達する譯で共同的生存と利他とは始終互に因となり又果となつて發達するのである。

左様な譯であるから開明人民にあつては共同的生存の發達が十分である割合に利他也亦十分に發達せぬければならぬ筈であるのは言ふまでもない然らば利他の十分なる發達といふものは如何にして出来る乎といふにそれは前述の如く宗教の善惡因果



主義や直覺學派の本務主義ではゆかぬ是等の主義も全く無効力ではないけれども併し吾吾人間を殆ど盲目あしらひにして唯盲従させるやうな主義であるから本當のとでない左様な他動主義ではゆかぬ、それよりも全く自動的になるやうにせぬければならぬ、それには吾吾が固有する唯一の利己を十分意識せしめて以て此利己を高尙優大なる手段に適用させるのである吾吾個人は國家たる大有機體を組成して居る細胞である、それゆへ此細胞たる吾吾個人の利益と其全體たる國家の利益とが融和合一するといふとは吾吾の最大至上の快感であるといふとを知らしめて、それで自己自身に利他行爲をなすといふやうに導くのである畢竟ずる所全く明かに吾吾の利己を利用して以て利他を釣り出すのである併し是れは決して方便でも何でもない全くの眞理である、それゆへ是れは開明人民に十分適應するものである開明人民にあつ

ては他動的で盲目あしらひの教訓ではゆかぬ必ず自動的に起る觀念でなくてはならぬのである。

吾吾個人に箇様な觀念が起つて吾吾が相競て利他行爲を勵むやうになる吾吾が相競つて負けず劣らずに忠孝仁義を勵む忠君愛國に志すと云ふやうになるのを自力淘汰と名付けるのであつて道德の最上の進化は實に此自力淘汰に依るものであらうと思ふ若しも凡ての個人が各相競て此の如き自力淘汰をするやうであつたならば最早少しの心配もないのである、けれども併し今日迄の事實は殆ど左様にはなつて居らぬのであるが直覺學者は、それを何と解するであらう乎特造物たる人間の本性に既に倫理が賦與されてあつて人間が當然それを直覺すべき筈であるならば何故にそれを直覺して容易に實行するやうにならぬのである乎其道理が實にわからぬとであると思ふ。



然るに人間が本來特造物でなくして下等動物から漸次進化したものであるといふ道理が明かになつて來れば右の如き大疑問は容易に解釋が出来る少しも不思議などはない人間が果して無共同的無道德的下等動物の遠裔であるならば必ず其遺傳といふものがある而して此遺傳といふものは容易に消滅するものでない尤も漸次に減ずるとにはなるけれども全滅といふとは恐らく難いものである今日の開明人民が共同的生存と全く矛盾するやうな有害の利己を固有して居るといふのは全く無共同的動物の遺傳の尙存して居る譯である是れが即ち人為淘汰の効力の甚だ乏しい所以であるが併し又應化の力は多少遺傳の力を變ずるとの出来るものであれば吾吾開明の人民は務めて自力淘汰に依て有害的利己を去つて以て高尚優大なる利己即ち利他を取らんとを望むのである。

終りに臨み尙一言すべきとがある權力競争の自然淘汰で道德の進化したのは本來彼の自然界に於ける第一矛盾と第三矛盾とに因由した譯であるが又人為淘汰のために道德の進化するのも同様の理に外ならぬ尤も是れは第一矛盾には關係はないが第三矛盾には十分關係があるのである換言すれば吾吾人間は他動物同様に各唯一の利己的根本動向を固有して居るのであるのに此根本動向の發動に必要な身心力に各差等があるからそこで必ず競争が起らぬければならぬのである若しも此第三矛盾といふものがなかつたならば競争の起るべき道理が絶てない競争の起るべき道理が絶てないならば進化の起るべき道理も絶てない然るに此矛盾のあるが爲めに權力競争と自然淘汰が起るのみならず又他の生存競争と人為淘汰とが生ずるのである宗教や倫理教



杯が如何に力を盡して利他を勸めても知識や意思や感情の強い者の外には殆ど効力がない知情意の弱い者は自ら純乎的利己を抑制して利他を取ると云ふとは出来ない殊に意思力が最も肝要なもので意思力が弱ければ人為淘汰も功をなさず自力淘汰に至つては固より少しも出来る譯がない。

此道理から考て見れば道德法律の進化には必ず唯一なる利己的根本動向が因となり自然界の三大矛盾が縁となつて生存競争及び自然的、人為的若くは自力的淘汰の起るとが必須の條件であるといふとが明瞭になると思ふ、それゆへ余は道德法律の進化も亦有機界に於ける凡ての進化と全く同一なる自然法即ち同じ因果の法則で出来ると信するのである進化の圖式は既に第二講の第一章に挙げたのであるが更に此處で繰り返すであらう。

↑

↑

↑

進化——自然淘汰——生存競争

(若くは人為淘汰、自力淘汰)

緣  
三大矛盾

因  
唯一利己的根本動向

終



## 附録 將來道德法律の進化に關する想像

諸君！道德法律の進化に就て既に概略述べ了つたと思ふのであるが尙附録として道德法律が將來如何に進化するであらう乎といふ想像話をして見たいと思ふ其想像には二種がある一は近來長足進歩をなした自然科学が將來道德法律の進化の上に如何なる影響を及ぼすであらう乎と云ふと又一は後世宇内人民の全合同に依て道德法律の進化するところがあるであらう乎否と云ふ此二種の問題に關するものである。

### 第一章 自然科学(物的科學)が道德法律上に及ぼす影響并に道德法律の區域の變化

此事に就て述べる前に道德法律進化の理に論じておいたとを



一寸擧げぬければならぬと思ふ其下編の第八章に「道德も法律も本來は全く一つのもので別物ではなかつた、それゆへ唯一の社會的生存規律即ち道德といふやうなものであつたのであるが後に社會の進化につれて、それから別に法律といふ一種のものが分派したのである」といふことを述べておいた。

それは如何なる譯である乎といふとに就て一寸概畧述べやうが古代未開半開社會では國家の權力は公私百般の事何に限らず國家の制馭に出てぬとはない其頃の國家といへば其實全く治者や貴族のみのものである然るところが社會が次第に開化に向ふ時になると人民の知識も開ける隨て權力も出来る又多少德義も進むやうになるから最早従前の如く國家の權力のみで公私萬般の事を支配するといふとは出來ぬやうになる開化が愈進めば愈右様な狀況となつて來る。

そこで人民に任せておいては忽ち害の生ずるといふやうな虞れのあるとは是は人民に任せる譯にゆかぬけれども左様な虞れのないとは追追國家の手から離して人民に任せるやうになつた是れが即ち道德と法律との分れる所以である人民に任せておいては必ず害の生ずるであらうと云ふ虞れのある事柄は是れは法律として國家が干渉せぬければならぬが假令人民に任せても先づ害の生ずる虞れのないと思はれるとは是れは單に道德區域として人民に任せておくといふとになつたのである、それゆへ今日の開明國では大凡そ此二つの區域が明かに分れるやうになつて居るのである尤も國國によつて多少の相違はある法律の區域を比較的廣くした國もあれば又狭くした國もある。

但し古代未開半開國で多少法律の名義で出來て居る規律様のものもある最も古い所で言へば印度のメヌ(Manu)又は波斯のゼン



ド、アフェスタ(Zend-Avesta)并にモーセス氏の五書(Pentateuch)の如きは法典と云ふ名義で傳はつて居る吾が邦の十七憲法の如きも同様である其他和漢の律令格式と云ふの類は皆法典といふものであるが、けれども是等は大抵道德も法律も混同して居るやうな曖昧のものである併し歐人種では既に羅馬帝國時代に立派な民法が出来たのであるが是れは全く純粹の法律であつて今日歐洲各國の法律の基礎となつて居るのである。

前前世紀から前世紀に至る迄の世運は重もに國家の權力を制限して盛に人民の自由を進めると云ふやうな方針で進んで來たのであるから自然追追と國家の干渉する區域を狭ばめて人民に一任する區域を廣くする換言すれば法律の區域を狭ばめて道德の區域に譲るといふやうな傾向になつて來た余は「道德法律進化の理」に此事に就て論じたのであるが穂積八束博士がそれを批評

して法律の區域が狭くなつて道德の區域が廣くなつたといふ説には賛同は出来ぬ却て反對に法律の區域の方が廣くなつたと言つた仍て余も尙再考して見れば極近來の状況は却て左様歟とも思ふ。

余は尙熟考して見ると將來は時勢が大に變化して法律の區域が漸次擴められるやうになるではなからう乎とも思ふのであるが、それは何故乎と言へば全く近來自然科学の非常な進歩のために國家がその影響を受けるとも非常に大なるものになつたからである尙他の原因もあらうけれども併し最も重なる原因はそれであらうと思ふ近世までは社會國家の事が自然科学の影響を受けやう杯とは考へなかつた尤も農工業の如き經濟的の事に物理學化學又は博物學の應用を必要とするとは既に明かになつて居たけれども道德法律や政治が自然科学と關係を持つ杯といふ



とにはまだ考が及ばなかつたのである。

但し道德法律や政治が自然現象に大なる關係を持つものであるといふとに既に氣のついた學者も近世ないではないモンテスキュ氏(Montesquien)の如きは其有名なる著書 *L'esprit des lois* に法律は必ず國の位置氣候其他の自然現象に適應したものでなければならぬと云ふとを論じた(第二編)又バックル氏(Buckle)は其著書 *History of Civilisation in England* に國の開化が地質氣候食物等に大關係のありとを説いた(第二編)それから又コンスタンティン、フランツ氏(Constantin Frantz)は *Vorschule der Physiologie der Staaten* (國家生理の豫備學)と題する書と又 *Die Naturlehre des States* (國家の自然學)と題する書を著して國家なるものは他の學者の考へる如く人間の意思で出来たものではなくして全く自然物であるから其法律制度等は必ず自然法に依らぬければならぬと云ふとを論じた又カール、リッテル氏

(Carl Ritter)は其種種の地理學書に地形地勢等が國家の開否に大關係のある所以を論じた。

又専ら古代未開人民の法律に就て比較研究をしたポスト氏(Post)は *Das Naturrecht des Rechts* と題する書を始め種種の書を著して法律を自然科学的に論究した又ストリッケル氏(Stricker)は *Physiologie des Rechts* といふ書を著して法律の生理を論じたのであるが近來は自然科学が著大なる進歩をなし就中進化學の開けた以來は凡ての科學は勿論哲學に至るまで進化學の影響を受けぬものはないと云ふ狀況になつて來たから道德法律や社會國家の研究に就ても必ず進化學を等閑に付するとは決して出来ぬやうになつた、そこで道德法律や社會國家の事に就て自然科学的就中進化學的に研究するところが追追と盛になつて來た。

有名なる社會學者グムプロホッツ氏(Gumplowicz)は其種種の著書



に自然科学に依據して社會の理を論じたカルネリー氏(Carneri)は *Sittlichkeit und Darwinismus* と題する書を著して進化主義と道德との關係を論じたアッフオルテル氏(Affolter)は *Naturngesetz und Rechtsgesetz* と題する書を著して自然法と法律との關係を論じたクローレンベック氏(Kuhlenbeck)は *Natürlichen Grundlagen des Rechts und der Politik* と云ふ書を著して法律及び政治が進化主義に大關係ある所以を論じた又リュートゲナウ氏(Lütgenau)氏は *Darwinismus und der Staat* と題する書を著して進化主義と國家との關係を論じたのであるが其外にも同様の研究をなす學者は次第に増加する有様である。

又國家が一の有機體であるといふとを論ずる學者も多いとてあるが殊にヘッケル氏の如きは前述の如く國家を第三段階有機體であると論じて居る單細胞なる第一段階有機體及び單細胞の集合したる第二段階有機體(即ち動物植物)と段階こそ違ふけれど

も矢張同じ有機體であると論じて居る(此事は既に緒論の第五章に論じておいた)國家が果して有機體であるならば其法律が自然科学的法則に合せねばならぬと云ふとは敢て論を俟たぬとてあらうと思ふ然るに今日に於ても尋常一様の倫理學者や法學者杯は少しも箇様な道理を知らぬのであるが甚だ迂遠なととせぬければならぬ。

以上は専ら國家が自然科学に深い關係を有して居るといふ道理を述べたのに過ぎないのであるが國家は既に多少具體的に自然科学を採用して居るのである近來衛生上の事に就て自然科学に基いて種種の法律を設けつつあるのは既に明かなとであるが其他又人間其者に就て法律上に自然科学を利用せんとして種種に研究して居る學者も甚だ少なくない殊に有名なる碩學ロムプロゾー氏(Lombroso)の如きは數十年來犯罪行爲が父祖の遺傳に出



るとのある所以を研究して法律上に適用すべきとを論じて居るのであるが是れが所謂刑事人類學(Criminal Anthropologie)である余は未だ其説を詳にせぬけれども蓋し有益のものであらうと思ふ。又傳染病遺傳病精神病等の近來非常に蔓延するところから是等の疾病に罹る者の婚姻を禁ずる法律の甚だ必要なるを主張する學者が随分多い又既に或種の傳染病者の婚姻を禁ずる法律を立てた邦もある吾が醫科大學教授大澤謙二博士は一昨明治三十七年に「社會的衛生體質改良論」と題する小冊子を著したが其中に「法律を以て個人の事に干渉するのは出來べき限りは避くべきであるけれども國家は強壯なる後繼者を得ぬければならぬから其目的を達するが爲めには父母の病に依て不健全なる子を擧ぐるやうなとを防ぐために已むを得ず法律に依て或る種の疾患ある者の婚姻を禁止せぬければならぬ」といふとを論じて「癡狂、痴呆、

微毒、痲病、酒精中毒、癩癩、重きヒステリー、血性病、狼瘡、癩病其他之に類する疾患を有する者は婚姻を禁ずる法律が必要であると云ふとを説き、米國のミチガン邦では癡狂、痴呆、微毒、痲病を患ふる者の結婚を嚴禁して犯す者は罰金禁獄又は兩者を併せ科すると云ふ法律を立てが併し唯遺憾なるは酒精中毒、癩癩及び他の遺傳性のものを此制限中に加へなかつたと併に花柳病者の交接を禁ずる制度を缺くとである」と述べた。

醫學士石川貞吉氏は大日本私立衛生會雜誌の第二六八號に「精神衛生と遺傳」と云ふ題で論じた末に左の様な意味を述べて居る「我が民法第七百七十四條に「禁治産者が婚姻ヲナスニハ其後見人ノ同意ヲ經ルヲ要セス」とあるが箇様な法律は又他の國にもあるやうであるけれども是れは唯人權を重んずるといふ點に偏して居て一向醫學上遺傳の害に注意せぬものである故に醫學の側か



ら見ると實に奇怪な法律とせぬければならぬ然るに北米合衆國  
ミンネソタ邦の一千九百零一年の邦會では凡そ結婚するには先  
づ健康診断書を差出して許可を受くべし若し之に背く者は千弗  
以下の罰金五年以下の禁錮に處すと云ふ法案の出たとがあつた  
が不幸にして否決された」と述べて居る。

同氏又曰く獨乙にても一二年前の醫會にてバーデン公立精神  
病院長なるシューレといふ人が「疾患遺傳の學理は今日に於て尙  
甚だ不十分なるより之を法律上に採用せられざるとなれば尙一  
層廣く統計を求め細密なる研究を積み遺傳の事實を明かにして  
成るべく速に法律上に採用せらるるやうにすべく尙結婚の場合  
には必ず醫師が之に干與する職權を有するやうにならんとを望  
む」と述べた又一千九百年八月英國の醫會にてパーシー、スミス氏  
の出せる提案には「自ら精神病者たることを知れる者は決して婚姻

すべからず又癩癩病者は結婚を避くべし」と云ふ旨意があつた云  
云と説て居る。

傳染病遺傳病精神病等に就て法律上の規程を要する意見は右  
の外に日本人にも西洋人にも多くあるであらうが余は、それを委  
しく知らぬから引證するとは出来ぬ併し右等の説を聞いただけ  
でも右等の患者に婚姻を禁ずるとの必要は甚だ明かであるが併  
し吾吾の人情として將來箇様な法律規程を十分に立てるとが出  
來るであらう乎否やは頗る疑問であると思ふ假令人情は構はぬ  
としても兎に角生物の大慾たる男女の生殖慾を禁遏せんとする  
のであるから其立法のために起る弊害も少からざるとであらう  
尙十分の考慮や調査を経ぬければならぬと思はれる。

又ヘッケル氏は精神病者其他不治患者の事に就て法律規程の  
必要を説て居るのであるが其大意は箇様である (Die Lebenswunder



## 第一三四頁以下

基督教は絶對的に人命を保存するを嚴命するのであるけれども、それが甚だ分らぬとである世間には精神病や又は其他全く不治の病に罹つて到底治療の望みのないものが非常に多い而して左様な病に罹つた本人の苦惱は勿論のと親戚や知己の心配困難も殆ど無益である上に社會國家に取ても全く厄介ものである所謂百害あつて一利なしとも云ふべきものである然るに社會國家は是等無益の不幸なる人民を多額の費用をかけて養育したり治療を加へたり抔して居るのであるが實に謂はれなきとであると思ふ。

精神病者のみに就て統計を擧げて見ても一千八百九十年に普魯西ばかりで五萬一千零四十八人の患者が精神病院で治療を受けて居るが其十分一餘は到底不治の者であると云ふ又佛

國では一千八百七十一年に精神病院に入院した患者は四萬九千五百八十九人で即ち人口一千人に就て十三人八分に當るものであつたが然るに一千八百八十八年には七萬零四百四十三人となつた即ち人口一千人に就て十八人二分になつたのであるから、して見ると十七年間に入院患者の數が殆ど百分の三十増したのであるが、そのくせ總人口は同じ十七年間に僅に百分の五、六だけ増したのである。

歐洲各國の輓近の精神病者を總計すると人口一千人に就て五人乃至六人であるから歐洲の總人口を三億九千萬乃至四億とすれば其中にて少なくとも二百萬の精神病者がある而して又其中で二十餘萬は不治症の者である實に非常に悲惨なるとではなひ乎本人の苦惱親戚の憂慮は勿論のと又之れがために費す所の私財國費の額といふものも實に非常に大なるものであ



る。

然るに此不幸なる患者に若し一たびモルヒネ劑を與へて快く生命を終らしめたならば本人が終生の苦惱を免かれるは勿論のと社會國家も全く無益の巨費を免れるとなつて實に一舉兩得といふべき次第ではない乎併し此事は頗る慎重なる注意を要すべきとであれば決して一二の醫員に委託すべきとでない必らず十分信用ある醫員數名の議に付し十分の責任を負擔させて後に取計らふやうにせぬければならぬのは無論である。

右は精神病者に就て言つたのであるけれども其他にも到底治癒の見込のない癡疾不具者等に至ても同様のとである尤精神病者の外は其本人の志望に依り公然の手續を経た上に醫員に誓約せしめて後に取計らふべきは勿論のとである然るに従

來謂はれなき慈悲心に拘束されて人命は絶対的に保存せぬければならぬものと心得居るのは其實決して眞の徳義にあらずして却て不徳義である甚だ歎息すべきと言はねばならぬ云(以上)

右はヘッケル氏の所論を概畧擗んで擧げたのであるが道理に於て尤な意見である決して間然すべき所はない若し左様にするとの出来る法律が立つたならば實に公私のために利あつて害のないことになるのであるに相違ないが併し是亦人情に於て如何であらう乎箇様な場合には理と情とが衝突するのであるが余は理と情との衝突の場合には寧ろ情を棄て理に従はぬければならぬと思ふ。

又北米合衆國アイオワ邦の議員グレゴリー氏(Gregory)は邦會に



一の法律案を提出して「非常に苦悶して到底快復の見込なき患者が自ら請求するとき又は白痴若くは不具なる幼児の到底治癒の見込なき者は最近親承諾の上醫師三名以上及び検視官の協議を経て成るべく苦痛なく死に就かしむるを得べき法律を設定せんとを望む」との意見を述べたのとである(Standard union)是亦尤なとである實に苦悶の甚だしい患者になると自ら死を欲する者は往往あるのであるから唯生命の保全のみを大切なととして徒らに苦悶せしむるよりは成るべく苦痛なく死せしむる方が却て徳義的であらうと思はれるけれども是亦輿論は容易に許さぬであらう。

又精神病者や癡疾不具者の生命を奪はんがための法律を設けるのではないけれども矢張自然科学と法律との關係に屬するに就て因みに述べたいとがあるそれは監獄の事に熟練して居る

法學博士小川滋次郎氏の意見であるが同氏は國家醫學會で「犯罪と婦人」と題して左の如く述べた「墮胎は現行法律の禁ずる所であるけれども左記特殊の場合には常識より判斷して墮胎を默許するの餘地を作りたい即ち強姦等の不可抗力のために受胎したとき重き精神病者又は白痴が其意思に反して受胎したとき泥酔者が妻の意思に反して受胎せしめたるとき又妊婦が懷妊中に重病に罹りたるときには墮胎を許すとし又出生した子が甚だしき畸形兒なるときは其場に於て之を殺すとを得るやうにしたい云云」。

是れは余も至極同意であるが余は尙其外に貧窮にして到底多くの子を養ふとの出来ぬ者には許可を得て墮胎をするとの出来るやうにしたいと思ふ墮胎を嚴重に取締るのは即ち人命を大切にする譯で至極よるしいやうではあるけれども貧人が多くの子



を持つと云ふとは本人は勿論國家に取ても得策ではない吾が邦の如く年年人口増加の盛な處では殊に左様であると思ふから十分な方法で許否するとしたならば墮胎を許すといふ法律を立てるとは必要であらうと思はれる。

尙一つ小川氏の説いたとがある是れは別事であるけれども矢張自然科学に關係した立法事項になるからここに擧げて辯ずるであらう同氏は日本の現行法律では姦通罪を専ら女子に限つて居るのであるけれども是れは全く女子に對する社會的壓迫であるから此の如き不條理なる法律は自今之を改めて有妻の男子が他の婦と通じた場合には之を有妻姦として處罪する歟若し否らざれば姦通罪を全廢して姦通は男女共に單に離婚の一理由たるに止めるとしたい云云。

是れは一應尤な議論である有夫姦を罪として有妻姦を罪とせ

ぬのは固より男子の壓制から起つたとに違ひないから文明の今日にあつては姦通は男女共に同罪にするが至當のとである姦通は全く社會の基礎たる家庭を紊亂する罪である上に大慾と稱すべき色慾から起るものであれば務めて嚴に罰せぬければ到底姦通の豫防は出来るものでない余は有夫姦有妻姦共に成るべく嚴重なる處刑を望むのであるけれども今日の吾が邦は男女の關係に就ては尙頗る未開の状態にあるのであるから今日俄に有妻姦を罪とするとは殆ど出来難いとであらうと思はれる道義上男女關係の改良が今少し進歩した後を待つより外には致し方がなからうと思ふ。

併し有妻姦を罪とするのが出来ぬならば餘儀なく有夫姦も有妻姦同様に離婚の一理由とするだけに止めたいと云ふ小川氏の説には余は決して賛成は出来ない何故といふに有夫姦と有妻姦



とは又大に相違する點があるからである即ち有妻姦は血統を紊亂するとはないが有夫姦は往往血統を紊亂する處があるからである是れは必ず罪とせぬければならぬと思ふ、それゆへ有夫姦は今日に於ては男子の壓制といふ理由ではなく右の如き自然現象上有害の理由で之を罰する十分の道理があると思ふ決して小川氏の意見に賛成する譯にはゆかぬ。

ここに又一つヘッケルの説を擧げるであらう其大意は左の通りである(Natürliche Schöpfungsgeschichte 第一五三頁以下)

人間界には人為淘汰といふものがあるが此人為淘汰には良成績のものがあると同時に又悪成績のものもある悪成績のものになると折角良成績のある自然淘汰の邪魔をするのである古代希臘のスパルタ國でやつた人為淘汰は頗る良成績のものであつた此國では護國の主旨から専ら強壯なる男子を多くせ

んが爲めに男兒の虚弱なる者は生れると直に殺して唯強壯なる男兒のみを育てるとにした、それゆへ頗る強壯なる將卒を得るやうになつて、ために四鄰に對して非常に國威を張るとが出来たのである又近來亞米利加の土人中にも同様の人為淘汰を用ひて強壯なる人民を得るとが出来て大に歐人の襲來に備へたのであるが是れは良成績のあつた人為淘汰の例である。

然るに之れに反して近來文明國には甚だ悪成績を得るやうな人為淘汰が行はれるのである、それは何乎と云へば近來醫學の非常に進歩したために從來殆ど不治症とされて居た種種の難病さへも次第に治癒が出来るやうになつた、そこで辛うじて生命を保て居ると云ふやうな虚弱な人間が世の中に多くなつて來た是れは従前ならば必ず死ぬべき人間が醫術のために死を免れるやうになつた結果である是れは一寸考へたところで



は甚だ悦ぶべきとのやうであるけれども左様でない箇様に辛うじて生命を保て居るやうな虚弱な人間が子を擧げるやうになつたから遺傳のために虚弱な人間が多くなつて來た是れは全く醫學の進歩した結果であるけれども甚だ好ましからぬ人爲淘汰である若しも醫學が進歩しなければ虚弱な人間は皆死亡して強壯な者ばかり残るといふ自然淘汰が行はれるのであるから其結果は實に良好であるのに右の如き人爲淘汰のために社會が惡影響を受けるのである。

尙一つ同様惡結果のある人爲淘汰が近來行はれて居るそれは何乎と云へば近世法律の頗る寛大となつて廢死刑論さへも出る世の中になつたから從來は無論死刑に處した重罪も大抵は生命を助けるとになつたそこで其様な者が漸漸世に蔓るとなり又其子孫が同じ惡性質を受け續くから自然惡風俗が次

第に傳播するとなつた是れは實に社會に害毒を流す人爲淘汰である是れも従前の如く重罪者は皆死刑に處して仕舞ふやうであれば残る者は多くは善良な人間であるから社會の風俗は誠に善良になり又子孫に惡性質を傳へるやうなともないのであるに甚だ歎ずべき次第である云云(以上はヘッケル氏の論)

是れがヘッケル氏の論の大意であるが随分思ひ切つた旨意であると思ふ此論に従へば醫學の進歩は全く惡いことになる否醫療といふとの全くないのが善いことになる動物界同様自然淘汰にのみ任せて置くのが此上もない善いことになるのである併し余の不思議に思ふのは如何にヘッケル氏といへども從來一度も醫師にかかつたのない譯ではなからう同氏は今年既に七十二歳の老齡である昨年とか大患に罹つたといふとを聞いたのであるが其



時も少しも醫療はせず、唯だ自然淘汰に一任したのであらう乎。甚だ疑はしいやうに思ふ併し、同氏の病氣は遺傳の心配がなかつた歟も知れぬ、又假令其心配があつたにしても、最早子を擧ぐる歳でないから其理由で醫療を受けた歟も知れぬ、若し果して治療を受けたとすれば、其時は醫學の進歩を非常に難有感じたであらうと思ふ。して見ると同氏の説は頗る矛盾にならぬければならぬ。同氏の欲する所を論理的に解剖して見ると、醫學の進歩は望ましいけれども、其醫學は子を擧げる心配のない老人、少年無配偶者の病氣、又は壯年の配偶男女にしても、子孫に害を遺さぬやうな病症の治療にのみ用ふるとして、配偶男女の遺傳病の治療には決して用ふるとはならぬとせぬければならぬ。道理になるではない乎。決して其様な取捨の出来るものではない。

次にはヘッケル氏が人間と動物とを全く同一筆法で論じて居

る謬見に就て述べぬければならぬ。動物に就て論ずるときは先づ身體上の事を主として、心神上の事は左迄考へるには及ばぬのであるけれども、吾吾人間に就ては、それではゆかぬ。人間は身體さへ健康ならば、それでよいと云ふ譯にはゆかぬ。又心神が十分健全でなければならぬ、それでなければ人世の開化といふものは到底望みのないものである。して見ると、假令身體は多少不健全であつても、心神の健全なものは人世開化のために誠に大切な人間である。健康な身體に健康な心神が宿るといふのは通則であるけれども、併し身體の不健康な人でも、心神の健全な人は随分ある。本來健康な身體を持つて居る人が學問、又は其他の業務のために、身體を不健康にしたやうなものは、澤山ある。是れは余が辯ずる迄もないとである。然るにヘッケル氏の論旨に従ふと、簡様な人でも醫療といふ人為淘汰は用ひずに自然淘汰に任せて殺してもよいと云ふとにな



る是れは甚だ分らぬとでは無い乎ヘッケル氏の如き近世稀有の碩學でも身體が不健康になつた上は最早死んでも惜むに足らぬと云ふやうな道理になる余はヘッケル氏の如き碩學は假令病床に呻吟して居ても一日も永く生存して居るとを熱望するのであるヘッケル氏が人間に就ても動物同様に唯身體のみに就て論じて心神に注意しなかつたのは甚だしい謬であると思ふ。

次にはヘッケル氏が刑法の近來寛大になつたために悪人が漸漸蔓つて其悪性質を子孫に傳へるやうになるのは甚だ望まじからぬ人爲淘汰であるといふ論の批評に移るとであるが是れも甚だ謬て居る尤も同氏の主張するやうな道理は無論ある遺傳の自然法で十分分かつたのであるけれども左様な論を主張すれば道徳法律の進化は悪いことになる人間社會は矢張太古の未開時代で止まるがよいと云ふとに歸着するのであるヘッケル氏と雖それ

をよいとは考へまいと思ふ併し假令よいと考へぬにしても其議論の結果は全く左様になるそれより外に致し方がないのである。箇様に批評して來るとヘッケル氏の論旨は全く立たぬとになるが併しヘッケル氏もまさか左様な説を主張するといふ程のとてもなからう唯自然淘汰と人爲淘汰との利害得失を論じた譯であらうと思はれる人生だの社會國家だのと云ふとを眼中におかずして唯一般に自然淘汰と人爲淘汰との理を論ずれば全く同氏の説の通りであるに相違ないが人生社會國家といふ點に着眼すると右様な説は全く立たぬとになるのである。

自然科学が道徳法律の進化上に影響するとに就て此外に諸家の説も澤山あらうけれども余は委しく知らぬから今ここに、それを擧げるとが出来ぬのは甚だ遺憾である因て是れから余が自身に考へて居るとを述べて諸君の参考に供したいと思ふ但し、それ



は到底今日直に實行の出来るとは思はぬ尙此上自然科学が十分に進歩した上のとてなければならぬと思ふ余は既に十數年前に於て吾吾人間の遺傳性を利用して人間の改良を計るとに就て論じたとがある今述べやうと云ふとも矢張其事である即ち人爲淘汰に依て人間を改良するといふとである但し此事は既に前にも述べた通り動植物に就いては古來やつて居ると珍らしいのではないのであるが人間自身に就ては殆どやつて居らぬのである。

牛馬犬羊の良種を得たいと思へば必ず十分良いと思ふ牝牡を擇て交尾をさせるのである是れは全く遺傳の道理を認識してするのである始終注意して箇様なとをやつて居ると遺傳の學理を知らぬでも自然に遺傳の理に叶つたとをなすやうになるものと見えて良種を得るやうになるのである牛馬犬羊に限らず凡ての

家畜は皆左様な方法で進化して來たのであるそこで余は箇様な人爲淘汰を人間それ自身に就ても利用したいと考へるのであるが人間それ自身に就てであるから却て困難なのである尤も古來全く此淘汰を利用して居らぬと云ふ譯ではない多少利用して居るのである。

古來婿擇び嫁擇びといふとがある父母が息子の嫁を擇び又は娘の婿を擇ぶには随分心を用ふるものである家産又は門地等に關するとの外に必ず身體の健否遺傳病の有無人格の優劣才不才又品行の善惡等に就て種種に注意をする又嫁の方に就ては美醜といふとも頗る注意の要點となつて居るのであるが是れは必ずしも其子孫に及ぼすべき遺傳を考てののみではないけれども又遺傳上に就ての心配も随分重いとなつて居るのであるが併し是れは家畜杯に就ての人爲淘汰と違ひ第三者たる人間が牝牡



の良種を擇ぶのではなく婿嫁双方の父母が各相手の一方を擇ぶのであるから人爲淘汰の模様が少しく違ふ即ち息子の父母は唯嫁を擇び又嫁の父母は唯婿を擇ぶのであるから片擇びといふやうな譯である併し箕作佳吉博士も此人爲淘汰の事の甚だ大切なるとを論じて所謂自由結婚の悪しきとを述べて居る(東洋學藝雜誌第二九一三號)。

右様な譯であるから人間それ自身に就ても古來人爲淘汰が全く行はれて居らぬといふ譯ではないが余は出來るとなら人間それ自身に就ての人爲淘汰をも片擇びの方法でなく矢張家畜同様の淘汰法にしたいと思ふのである。それに就ては、そのために一種の法律が望ましいのである、それは如何なる法律乎と云へば互に結婚したいと思ふ男女があるときには必ず其旨を裁判所に願出て許可を得るとにするのである、そこで裁判所がそれを許否する

には如何にする乎と云へば必ず一定の醫員會議に付するのである。

醫員會議は如何なる組織で如何なる事をするの乎と云へば先づ醫員は數種の科から組織せぬければならぬであらう生理學者、病理學者、内外科學者、精神病學者等其他種種の醫學者が必要であらう尙其上に心理學者、人類學者杯も必要であると思ふが余には十分なとは分らぬ而して其仕事はどう乎と云へば各其専門に依つて婿嫁双方の身心に就て試験をして最後に全體の協議をなすのであるけれども其結果を多數決で定めてよからう乎否乎それ等のとは到底余等に分るとではないが先づ大畧右様なとにして許否を定めぬければならぬとであらうと考へるのであるが併し是れは到底今日直に出來るとではない後世のとであらうと思ふ。

何故今日直に出來ぬ乎と言へば今日にあつては遺傳の自然法



といふものがまだ十分に明かでない遺傳上の學理は今日尙甚だ幼稚であるからである遺傳といつても單純なものでない親は父と母との二人であつて此二人の身心の性質を一人の子が合して受けるので其受けかたが如何であるやらそれが今日の學理上では十分に分かつて居らぬ兩親の遺傳は必ず受けるには相違ないけれどもそれを平分に受けるといふやうにも見えぬ或は父の遺傳の多い子もあらう又母の遺傳の多い子もあらう或は身體上心神上の別で父母の遺傳の多少もあるであらう是等のは門外漢なる余等に分らぬのみならず其筋の學者にも決して十分には分かつて居らぬのである。

従前は父母の體質は多少皆子に遺傳するものと云ふ説のみであつたが有名なる進化學者ワイスマン氏(Weismann)は二十餘年前より一種の遺傳説を立てて體質は生殖物質と身體物質との二種

に分れるもので其中の生殖物質だけは子子孫孫に遺傳するけれども身體物質の方は遺傳せぬといふとを説て居るのであつて之をワイスマン氏の生殖物質主義(Keimplasmatheorie)と云ふのであるが此説に據ると個人が自分一代の間に得た身心の性質は其一代限りで子孫には傳はらぬと云ふのである成程英雄の子に馬鹿が出来たり馬鹿の子に英雄が出来るといふやうな現象は決して珍らしくないとして此説に據ると箇様な現象も甚だ説明し易くなるのであるけれども此説は尙不十分の點があると見えて反對論も甚だ多いのであるが併し余輩門外漢には何とも分らぬ。

又英國で専ら遺傳の事を研究して居るフランシス、ゴールテン氏は近頃 Eugenics (善種又は善生の義)と稱する一科學を起して遺傳の理に依て優良なる人間を造らんとする術を研究して居るとのとである(得能文氏の論文にして哲學雜誌第二一卷第二二一九



號に出づが是れも蓋し人爲淘汰に依て人間の良種を造らんとする譯であらう、どうか詳細のを知りたいものであるが余は今日では唯それだけのとを知つたのみである。

自然科学が法律上に及ぼすべき影響に就ては余は以上述べたとの外には何も知らぬのであるが併し自然科学の進歩は前世紀の後半以來驚くべきものであるから尙本世紀に於ける進歩は殆ど豫想の出来ぬほどであらう、して見ると法律がその影響を受けて進化するとも亦必ず豫想外であらうと思はれる。

此外に科學(重もに心性)と法律との關係に就て一の面白い道理を述べぬければならぬ抑古來罪人を刑すると云ふとは其人が勝手に法律の許さぬ悪事をしたから、それで一には其人を懲して再び悪事をさせぬために又一には他人がそれに倣て悪事をするのを豫防するためにするといふ主義であつた即ち刑法は人が自由

意思で悪事を働くのを懲したり戒めたりするための道具とするのであつた是れは人に全く自由意思といふものがあると思つて其自由意思中の悪い部分の發動を防がうと云ふ考から起つたのである然る所が近來は人に自由意思なるものは全くない意思は必ず已むを得ざる原因があつて起るのである即ち意思は自由でない必然であるといふ論が盛になつて自由論は殆ど無勢力のものとなつた是れは既に緒論で述べたのであるから諸君は承知されてあると思ふ。

斯く自由意思論の無勢力となつた今日に於ては刑法主義は最早無意味のとなる譯であるやうに思はれる換言すれば人が自由に出で悪事を働くからそれを懲したり戒めたりするために其人を刑するといふ道理は最早全く立たぬ、人が自由自儘に悪事を働くならば其懲戒のために罰するのは當然のともあり又其効能も



あらうけれども自由自儘に悪事を働くのでなく全く已むを得ざる原因から必然的に悪事を働くやうになるのであるならばそれに刑罰を加へるといふのは甚だ無理なものであるのみならず又刑罰の効能も決してなからう然るにそれにも拘はらず今日尙刑法を設け置くのは實に解すべからざるのやうに思はれる。

のみならず又箇様な議論も起るであらう精神喪失者が悪事をしてそれに刑罰を加へぬのは全く自己の自由自儘で悪事をするのでなく心神の錯亂して居る所から自然に左様なとをするのであると云ふ道理から出るとであるが通常の人と精神喪失者とは心神の錯亂と否とに於て相違はあつても悪事を働くところが兩者共に自由自儘から出るのでなく全く已むを得ざる原因から出るのである以上は通常人の悪事と雖矢張精神喪失者と同じく刑罰を加ふる道理はなからうとの議論である。

ところが左様でない通常人と精神喪失者との間には又大なる相違があるといふのは通常人は心神が確かであつて行爲の善悪を識別する力を持て居る、そこで所謂克己といふとが出来る筈のものである克己の事に就ては既に緒論の意思の自由と意思の必然と云ふ部に説ておいたが同一時に善悪の二意思が起つて競争するときに幸に善意思が勝利を獲るやうになるのが即ち克己といふものである是れも固より必然的原因から起るとに相違ないのである併し此克己が通常人には出来るけれども精神喪失者には出来ぬのである其上又罪を犯した後にも通常人はそれを悔ゆるとがあるけれども精神喪失者にはそれが決してない此悔ゆるといふとも固より必然的に起るのであるけれども唯通常人にのみ起るのである。

左様な道理があつて通常人と精神喪失者との間には全く同一



様に取扱ふとの出来ぬ相違があるのであるから意思なるものが全く必然的に起るもので通常人にあつても決して自由に起るのではないといふ道理の明瞭となつた今日に於ても刑法の効能は昔日と少しも替りはないのである換言すれば通常人の悪行爲が決して其人の自由自儘から起るとでないにしても矢張刑罰といふとは必要なのである彼の其罪を悪んで其人を咎めずと云ふ語は専ら自由意思を信じた時代の語であるけれども實は却て必然的意思の主義に恰當するもののやうである意思が必然に生ずるのであるならば其人には罪はないけれども其罪は社會に害を生ずるから悪むべき譯であるが然るに若しも意思が其人の自由に生ずるものであるならば啻に罪のみならず併せて其人までも悪むのが當然のとであるして見ると此語は昔時の主義には合せずして却て今日の主義に恰當するやうに思はれる此事に就ては緒論

第三章に委しく論じておいたのである。

右論じたやうな譯で意思の自由と必然との相違で刑法上に變化を生ずるといふとは毫もないのであるけれども唯刑法を用ふる主旨には大變化を生ずる譯である併し今日と雖自由意思説が全く痕を絶つたと云ふ程ではない既に前にも述べた通りビュフネル氏カルス、ステルネ氏の如き進化學者さへも吾人には些少の自由意思がある杯と云ふとを説くほどのとであつて左様な人は自由意思で罪惡を犯すものと信じて居るのであらうから隨て刑法を用ふる主旨に就ても舊主義であるのは言ふまでもない。

本章の初めから述べ來たつた通りの譯で近頃自然科学の非常なる進歩のために法律が自然大なる影響を受けるのは疑ふべからざるとであらう尤も段段述べた通りに今日に於てそれがたんに法律が俄に大進化しやうとは思はれぬのであるけれども將來



に於ては漸漸左様な方向に進んで來るであらうと思ふ殊に近來各文明國の生存競争が益盛になつて來たのであるから法律上の改革杯も互に競争して計畫するやうになるのであらうと思ふ一般衛生等の事に就ては各國が既に自然科学的に種種の法律を設定して居るのである又人間それ自身に關したとてはないけれども農工其他の諸業に就て自然科学に基いて設立した法律も随分ある又此後も續續あるであらう兎に角今日以後に於て自然科学が法律上に及ぼす影響は次第に大なるものになるに相違ないのである但し其影響は特に法律上のみならず又道德上にも及ぶのである。

此自然科学との關係で道德法律の進化するといふのも固より生存競争の自然淘汰であるけれども是は權力競争の自然淘汰ではない全く學術競争の自然淘汰に起因するのである併し箇様な

とは古代には殆どなかつた全く近今の學問の進歩に依るとであるして見ると今日以後に於ては法律の區域は自然漸漸と擴大するやうになつて從來道德に一任しておいたとも法律區域に取り込まぬければならぬやうになるであらう歟とも思はれる偕左様に考へて見ると前前世紀の末から前世紀にかけての文明國の風潮は更に一變して漸漸反對の方向を取て進むやうに考へられる即ち前前世紀の末から前世紀にかけては漸漸個人主義の方に進て來て成るべく國家の干渉を減せんとするやうな傾向であつたのが近來は更に反對となつて次第に法律の區域を擴め國家の干渉を増して個人主義を侵犯してゆくやうに見える。

是れは頗る意外のやうである社會國家は次第に開明の進むに隨て個人主義が進て國家主義が衰へるもののやうに考へられた左様になるのが即ち開明の進む所以であるやうに考へられて居



たのであるが近今の趨勢から考て見ると、それが却て反對であつて開明の進むに随ひ國家主義が力を得て個人主義が衰へるとなるやうである、して見ると近世の大哲スヘンサー氏始め凡そ社會國家に就て研究をなしつつある學者の多數が餘りに個人主義に傾いたといふのは全く人世の進運に反對する迷見であつたとせぬければならぬ。

蟻や蜂の團體(即ち第三段階有機體)では個體たる蟻や蜂は全く其團體のためにのみ生存して居るやうな有様で個體のための利益といふものは殆ど認められて居ない個體には、それぞれ分業があつて専ら勞役にのみ使はれるものもあり又は生殖をのみ掌るものもあつて是れは皆團體の生存の利益のためにのみ盡して居る外には個人自身の生存の利益といふとは殆どないやうに見える生殖を掌る個體の如きは生殖の事が了れば直に殺されて仕舞

ふやうな次第である國家なる第三段階有機體も進化の極度に至つたならば或は簡様な状態のものになるのではなからう乎と云ふ疑を持つて居る生物學者もあるのである余輩が從來考て居たところでは個人が自己を社會國家の犠牲として全く社會國家の生存の利益のためにのみ盡すといふ状態は古代未開時代の事であつて後世は漸漸個人の生存の利益といふにも重きを置くやうになるべきものと思つて居たのであるけれども(勿論余輩はスヘンサー氏等の如き個人主義者ではないけれども)それが却て謬見であつた乎も知れぬのである若し果して左様であるならば國家は次第に社會主義となるのであるやうに思はれる、が併し是れは尙今日大なる疑問として研究すべきとであらうと思ふ。

但し此事に就ては念のために尙述べておかぬければならぬとがある、それは社會國家といふものの意義である未開半開時代に



は社會國家といへば殆ど唯治者と貴族の團體であるが開明時代になると諸階級を代表したものである。此事は既に述べたおいたから諸君が最早承知されて居ると思ふ。未開半開の古代と開明の今日とに於ては右の如く社會國家といふものの主義が相違して居る、それゆへ後世若し個人が社會國家の利益のために犠牲となるとしたところで、それは古代に於ける如く特に治者貴族の利益のために犠牲となるのではない全く諸階級を代表して居る所の今日の所謂社會國家のための犠牲になるのである。から此事は誤解のないやうにしたいと思ふ。尙一つ斷つておかぬければならぬとがある。是まで社會國家といふ語を度々使つたのであるが是れは「道德法律進化の理」に「國家的社會」と言つた語と同一で別段異なつたとはないのであると承知されたい。

## 第二章 後世宇内の全合同即ち宇内統一國の

### 創建に依て道德法律の進化するを

二種の想像話の中第一の分は了つたから是れから第二の分に移るであらう既に第八講の第六章に於て各國家の生存競争に依て國際道德、國際法律の進化するとに就て論じたのであるが、借此國際道德、國際法律が更に後世に至て如何に進化するであらう乎、後世に至ても今日より左程大なる進化はないであらう乎、又は今日より更に大なる進化があるであらう乎、此事は今日に於ける一大問題であらうと思ふ既に同章に論じた如く近來文明各國の交際といふものは日に月に頻繁親密になると云ふ狀況である。各文明國人民の間に商工諸業并に宗教學術等に關して共同營爲するところが近來非常に盛になつて來たからである。そこで今日の各國



人民の間柄といふものは最早互に國を異にして居るやうな状況ではなくして殆ど一大國人民となつたやうな心持で互に國籍の違ふのを頗ぶる不便に感ずる迄に至つた既にカント氏が理想とした世界民 (Kosmopolit oder Weltbürger) が實現したやうなものになつた。

のみならず各文明國政府が相互に商議協定してやつてゆく事業も日に月に増加する状況である鐵道電信電話郵便等のは勿論度量衡又は子午線の畫一其他何事に寄らず各國政府が一致協同してやつてゆかぬければならぬやうになつた、それゆへ公事私事共に各國が互に利害を均くするやうになつて昔日にあつては殆ど各國間に關係のなかつた事項も今日となつては密接なる關係を生ずるやうになつた而して此の如きとが特に歐洲の各國間のみならず歐洲と亞米利加や濠太利との間は勿論日本や支那其

外との間にあつても同様な状況となつたのである。

文明各國が此の如く密接なる關係を有するやうになつたといふのは其生存競争就中開明の爲めの競争から生じた自然淘汰である其競争は既に極度に達せんとするやうな状況となつて居るのである此の如き次第で文明各國は互に粗同様の權力を有するのであるから其權力は既に衝突して居る、權力が衝突すれば其必然の結果としてここに平均するは當然の譯であるから遂に益密接なる平和的關係を有するやうにならぬければならぬと思ふ。

然るに此平和的關係は此後如何になりゆくべきや唯今日の状況にて何時までも持續してゆくであらう乎又は如何様に歟變化するやうになるであらう乎は今日の一大問題であらうと思ふのであるがそこでここに宇内の全合同即宇内統一國創建の問題なるものが起つて來るのである。



余が考ふる所では今日の如き密接なる平和的關係が漸次進捗して、ために各國の互に利害を均しくするとが次第に増進して來るときには其極度に至ては各國が全く其獨立割據の權を放擲して一大聯邦となつて更に其上に至上の大權を戴くものとならぬければならぬであらうと思ふ是れが即ち宇内の全合同で所謂宇内統一國(Union der ganzen Welt oder Weltstaat)である是れは丁度今日の獨逸帝國又は北米合衆國のやうな體裁のもので、その大なるものである、それゆへ各國は丁度今日の獨逸帝國内の各邦又は北米合衆國內の各邦と同じやうな性質のもので矢張國家たる地位は依然保有して居ながら唯其上に一の至上權を戴くのである前世紀の末に列國聯合議會(International Parliamentary)なるものが設立されたり又露帝の提議で平和會議が催されるやうになつたのは自然將來の統一國を準備するものになるのであらう歟とも考へら

れるのである。

此の如き宇内統一國が創立するとすれば世界人民は全く一大國の人民となるのであるから、ここに道德法律は全く一となる譯で最早國際道德だの國際法律だのと云ふものはなくなるのである即ち人道といふものが始めて眞に生ずるのである既に述べた如く世の學者は人道なるものは本來人間界に存するものであるやうに考へて居るのであるけれども決して左様でない道德の大進化に依て始めて人道なるものが生ずるのであると云ふ道理を知らぬければならぬ併し余は此の如き宇内統一國が僅僅數十年後に成立するであらうとは決して考へぬのみならず尙それ迄には今日の文明國間にも種種の不和が生じ又屢次戰爭の起るやうなともあるであらう又粗統一國が創立せられんとしても遂に成る能はずして破れるやうなとも随分あらうと思ふそれであるか



ら幾星霜を経たならば愈眞に統一國が創立に至るであらう杯といふとは到底豫測するとは出来ぬけれども今日各國の密接なる關係から推測すると結局そこに到着せぬければならぬやうに考へられるのである。

宇内統一國創建のとは既に學者の唱へたとであるけれども從來學者の唱へた説は余の説とは大に違ふのである從來の説は矢張直覺倫理主義即ち所謂人道主義から出て居るのである凡そ人間は全く同胞兄弟であつて互に合同生存すべき本務を有するものであるけれども今日は文野開否の等差が甚だしいから到底合同生存は出来ぬが後世は左様になるであらう又必ず左様ならぬければならぬ筈であるといふのが從來の説であるモール氏ブルンチリー氏(Mohl und Bluntschli)杯の説は大抵左様なものである(Mohl著 Enzyklopedie der Statswissenschaften 第四零二頁 Bluntschli著 Lehre vom

modernen Stat 第一冊第二五頁)けれども左様な説の全く謬見たることは今更辯する必要はなからうと思ふ箇様な直覺的宇内統一國主義と余の功利的宇内統一國主義との當否は一に諸君の判斷に任かせるとしやう。

直覺的統一國主義では世界全人類が倫理主義から自由契約で統一國を創建するやうなとに考へるのであるけれども余の功利的統一國主義では左様でない是れは唯開明各國のみが利益主義から自由契約で統一國を創建するといふ考で未開半開人民杯の關係すべきとではない未開半開人民はそれまでには大抵開明國に合併されたり又は亡滅されて仕舞ふのであらう或は又幸に左様な災厄を免れて御相伴に仲間入を許されるやうなものもある歟も知れぬが兎に角文明人民の合同で以て全世界を一大國とするに外ならぬと考へるのである。



併し今日の學者でも宇内統一國説に反對する人が甚だ多いのであるが其重なる説はどうかと云へば到底左様なもの出来る譯がない文明各國が如何程利害を均くするになつても各國が自國の利益をのみ取らんとする情念は決して已むものでない其實合同する方が自國のために眞の利益であるといふと十分わかつても利益獨占の利己心は到底失せるものでないして見れば後世幾百千年を経ても宇内統一國の出来べき譯がない比較的弱小なる國は歡て合同する心になるであらうが強大國が左様なとに一致しやうとは到底考へられないと云ふのである余と雖十分箇様な説に反對して統一國は早晚必ず出来るに相違ないといふとを主張するほどの力はない、ここに至ては余も甚だ迷ふのであるから尙十分の研究を積み重ねればならぬと思ふ。

宇内統一國に就ては道德法律進化の理第二七六頁以下に詳論

してあるから諸君の精讀を望むのである。

是れて本講義を全く了つたのである、ここに諸君の清聽を謝す尙諸君の了解せられぬとがあらば質問を乞ひたい若し又反對説があるならば十分に駁論を述べられんとを希望するのである、それが即ち學術上の生存競争であつて結局良好なる自然淘汰を見るに至るであらうと思ふ。



加藤弘之重要なる著述目録

強者の権利の競争

全一冊  
定價四十錢

東京本郷六丁目  
哲學書院

全書の獨逸文

Der Kampf ums Recht der Staerkeren.

全一冊  
定價三マルク

伯林  
フリードレンデル

天則百話

全一冊  
定價三十錢

東京本町三丁目  
博文館

加藤弘之講演全集

合本一冊  
定價貳圓

東京日本橋通三丁目  
丸善書店

の道德法律進化の理

全一冊  
定價五十錢

東京本町三丁目  
博文館

進化學より觀察したる日露の運命 定價拾貳錢

全一冊

東京本町三丁目  
博文館



正 誤

- 目次第六頁第六行 統一ノ下ニ國ヲ脱ス
- 第七四頁 *Zusammenhalt* ノシハ小字
- 第一二九頁第四行 人工ハ人口ノ誤
- 第一四〇頁第八行 進化なるものにハハハノ誤又特はハハハノ誤
- 第五一四頁第十一行 *Parliamentary* ハ *Parliament* ノ誤



明治三十九年十二月二十五日印刷  
明治三十九年十二月二十八日發行

自然の  
牙齦と進歩  
~~~~~  
定價  
錢拾七圓

發賣所



著作者

加藤 弘之

發行者

東京市日本橋區本町三丁目十七番地  
金港堂書籍株式會社

社代表者

東京市下谷區龜森寺町四百十番地  
原 亮三郎

印刷者

東京市京橋區西船場町二十六番七番地  
佐久間 衡治

印刷所

東京市京橋區西船場町二十六番七番地  
株式會社 秀英 舍

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

金港堂書籍株式會社

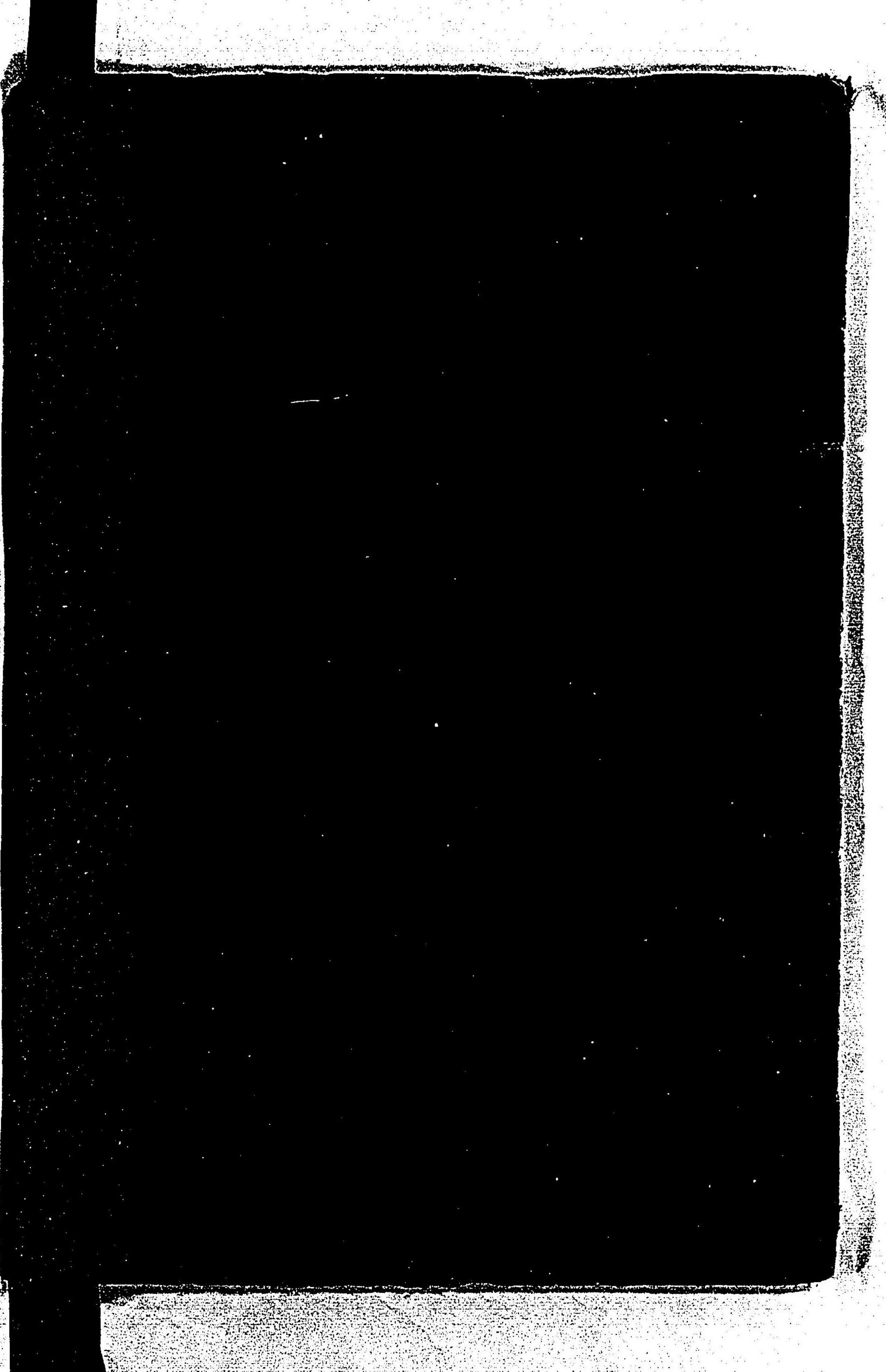
大阪市東區北久太郎町四丁目十五番地

金港堂書籍株式會社支店











40  
803

201814-000-0

40-803

自然界の矛盾と進化

加藤 弘之/著

M39

EDA-0113

